北星信用金庫 ディスクロージャー 2023

HOKUSEI SHINKIN REPORT

第72期:令和4年4月1日~令和5年3月31日





ごあいさつ

平素より北星信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も当金庫の経営内容、事業活動等についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただき 当金庫へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和し、人の動きなどに持ち直しが見られた一方、 ロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の高騰、インフレ抑制を目的とした世界各国の金融引き締め強化などの要因 もあり、懸念が拭えない状況が続いています。

地域経済におきましては、公共投資は高水準で推移したものの、人口流出や高齢化による人手不足など構造的な問題に 加え、原材料・燃料価格の高騰や自然災害への対応など厳しい状況が続きました。

また、金融機関にとりましても、貸出金や有価証券の利回りが低位で推移しており、厳しい経営環境が続いております。 このような環境下ではありましたが、令和4年度の当金庫業績は、預金期中平均残高は対前期比2.09%増加の2,945億円、 貸出金期中平均残高は対前期比2.84%増加の1,104億円、当期純利益は前期比56百万円増加の793百万円、自己資本比率 は国内基準4%を大きく上回る16.14%となりました。これらはひとえに地域の皆様のご支援のおかげであり、深く感謝申し 上げます。

令和5年度は、3か年経営計画「北星しんきん『支援力の強化と変革への挑戦』」の最終年度にあたります。3か年経営 計画におきましては、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした真の協同組織金融機関としてお客さま・ 地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の発展成長から地域経済の力強い回復を目指してまいり ます。

引き続き、地域にとって最も身近で安心して頼れる金融機関となるために行動してまいりますので、今後も変わらぬ ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

北星信用金庫 理事長









- 1 ごあいさつ
- 2 基本方針・経営理念、 北星信用金庫の概要
- 3 北星信用金庫と地域社会
- 5 地域密着型金融の取り組み
- 9 事業の概況
- 10 役員・組織図
- 11 総代会について
- 13 営業地区・店舗

- 15 主要な事業
- 16 沿革・あゆみ
- 17 リスク管理・法令等遵守の体制
- 19 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要
- 20 個人情報の保護について
- 21 自己資本の充実の状況等について
- 34 資料編
- 48 札幌支店・白石支店のご案内

基本方針

中小企業並びに地域大衆の真の郷土金融機関として 地域産業経済向上のために全力をあげて金融の円滑を図り、 以って地域社会の発展、成長に奉仕する。

経営理念

- 1. お客様を大切にし、誠意を込めた奉仕に努めます。
- 2. 社会的責任を重んじ、専門性を備えた人材を育成します。
- 3. 職員の幸せのために、働きがいのある職場を作ります。



北星信用金庫の概要(令和5年3月31日現在)

名 称 北星信用金庫

所 在 地 名寄市西2条南5丁目5番地

話 01654-2-1111 電 創 立 昭和26年5月9日

金 2,949億円 預 貸 出 金 1,140億円 金 755百万円 出 資 常勤役職員 184名



シンボルマーク

「北に輝く星」をモチーフにやわらかな曲線の大きな二つのリングが∞(無限大)に結び合い共鳴し 外へ向かって広がって行くようすを表現しています。

丸みを帯びた底辺に広がりをつけることで、躍動 感と安定感を持たせ、地域に密着したネットワーク とフットワークを表しています。

マークの色は「北星ブルー[和名:瑠璃色、英名:ラピスラズリ]」。「若々しい、透明性のある、天空・宇宙」 を意味する色を基調としています。

地域社会の活性化を目指して

当金庫は地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)を地元で資金を必要とするお客様にご利用(貸出金)いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業の方や地元にお住まいの方々との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めてまいりました。

また、文化・環境といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。役職員の一人一人が地域に根差した信用金庫として、より一層地域密着、地域貢献の意識を持って努力してまいります。

お客様 会員の方々

お客様の預金について

お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽に で利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択 していただけるよう各種預金商品を取り揃えております。



令和3年3月

令和4年3月

令和5年3月

貸出金

運用

預金

積金

お客様へのご融資について

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、ご利用いただいております。

貸出金残高 **1,140億円** 預貸率 **38.68**%

ご融資以外の運用について

お客様からお預かりした大切な預金積金は、地域の皆様のニーズにお応えできるように出来る限り地域に還元しておりますが、有価証券や預け金でも運用を行っております。有価証券は安全性や収益性に留意して運用しております。

出資金 755百万円 会員数 17,022人

今期の決算について

令和4年度決算は、貸出金や有価証券の利息収入の増加 により、経常利益1,100百万円、当期純利益793百万円を計上 いたしました。

なお、金融機関の健全性を図る指標の一つである自己資本 比率は16.14%で国内基準の4%を十分に上回っております。

北星信用金庫

常勤役職員数 店舗数 184人

文化的・社会的貢献活動について

地域に根差した金融機関として金融サービスの提供ととも に、地域文化や発展にも貢献したいと考え活動しております。

文化的•社会的 貢献活動

支援サービス

地域の皆様に金融面以外でのお手伝いができるよう、名寄 市立大学や上川総合振興局との提携、ビジネスマッチング など金融以外の分野でのお客様への支援を通じて地域に貢 献できる体制を整備しております。

支援 サービス

有価証券残高 1,208億円

預け金残高 736億円



地域密着型金融の取り組み(金融仲介機能のベンチマーク)

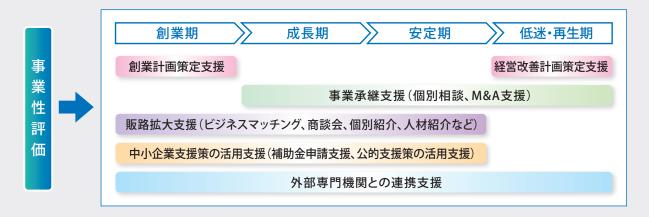
当金庫は、地域経済を支えている中小企業者が抱える様々な課題に対して正面から取り組み、課題解決に向けた支援を 営業店・本部が一体となって継続的に実施しております。また、課題解決に向けた金融仲介機能の発揮のために、地域 関係機関や外部専門機関との連携強化、事業性評価による支援力の強化に努め、地域の活性化に取り組んでおります。

「金融仲介機能のベンチマーク」は、金融機関が金融仲介機能の質を一層高めていくために、金融仲介の取り組みの進捗 状況や課題等を客観的に評価する指標です。

当金庫の地域密着型金融の取り組み状況を、その指標を活用しご紹介いたします。

ライフステージに応じた支援

当金庫は、お取引先企業のライフステージに応じた様々な経営課題に対し、幅広くサポートしております。営業店が窓口となり、本部に設置している地域支援部がお取引先企業と地域関係機関や外部専門機関とのつなぎ役を担い、お取引先企業の支援を行っております。



○ライフステージ別の融資額、お取引企業先数



○北星信金をメインバンクとしてご利用いただいているお取引先企業の推移と 全てのお取引先企業に占める割合の推移



1. 事業性評価の取り組み

当金庫は、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、地域特性や市場規模を踏まえた上で事業内容や成長可能性を 評価する取り組みを行っております。事業性評価を通じてお取引先企業をバックアップしております。

(1) 事業性評価に基づく支援状況

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資先数	39先	25億円
全融資先数、全融資残高に占める割合	2.30%	3.25%

(2)事業性評価の結果やローカルベンチマークを 示して対話を行った先

事業性評価の結果やローカルベンチマークを	39先
示して対話を行った先	3970



職員向け研修会

(3)中小企業向け融資のうち信用保証協会保証付融資の割合

中小企業向け融資残高	709億円
信用保証協会保証付融資残高	89億円
信用保証協会保証付融資の割合	12.55%

(4)経営者保証に関するガイドラインの活用件数

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイド ライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談をお受けした際に 真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話に より、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の内容を十分に踏まえて、適切な対応に 努めています。

新規に無保証で融資した件数	198件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.80%
保証契約を変更または解除した件数	23件

2. 新規創業等支援の取り組み

当金庫では、新規に創業を計画している起業家や新事業を計画している事業者への事業計画策定の支援や支援機関の 紹介・連携を行っております。

	先数
創業計画の策定支援	1先
創業期のお取引先への融資(信用保証付き以外)	6先
創業期のお取引先への融資(信用保証付き)	16先
	※重複あり

景況レポート

3.成長期や安定期における支援の取り組み

(1) 販路拡大支援

当金庫は、地域のお取引先企業の販路拡大支援を行っております。道内の信用金庫や支援機関等と連携し、ビジネス マッチングの開催、道北地域連携によるイベントの共催、クラウドファンディングを活用した支援などを行っております。

販路拡大・開拓支援を行った先

19先

(2)中小企業支援策の活用支援

当金庫は、経営革新等支援機関としてお取引先企業の補助金申 請支援や情報提供を行っております。加えて、税制等で優遇を受 けられる国の中小企業施策の申請支援や情報提供を行い、お取 引先企業の企業価値の向上支援に取り組んでいます。

中小企業支援策の活用を支援した先

23先



(3)専門家等活用支援

当金庫は、北海道や北海道信用保証協会の専門家派遣事業、信金中央金庫を介した事前コンサルティング事業を通じ て、お取引先企業の課題解決を支援しております。

33先

4.転換期や再生期における支援の取り組み

当金庫は、お取引先企業の様々な経営課題を解決するために、外部専門家の派遣や経営改善計画の策定支援、貸付条件の 変更により業況改善に向けた支援を行っております。

(1)北星信金をメインバンクとしてご利用いただいているお取引先企業のうち、 経営指標等が改善されたお取引先企業数とその融資残高

メイン先数	1,079先		
メイン先の融資残高	508億円		
経営指標等が改善した先数	425先		
経営指標等が改善した先に係る	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3年間の事業年度末の融資残高	203億円	217億円	216億円

(2)「金融円滑化の取り組み」の継続について

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、 地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

5. 事業承継支援の取り組み

当金庫は、地域の「事業」と「雇用」を守ることを目的とした円滑な事業 承継を支援する取り組みとして、事業承継支援の専門機関である「一般 社団法人しんきん支援ネットワーク」とともに支援活動を展開しており ます。具体的な取り組みとして、企業経営者との個別相談や事業承継の セミナー、M&A支援を積極的に取り組んでおります。また、その専門機関 と当金庫を含む道内11信用金庫が連携した「しんきん支援ネットワー ク」を構築し、広域な中小企業同士のM&Aを支援する取り組みも行って おります。

事業承継支援先(相談)	62先
M&A支援先数	1先



しんきん支援ネットワーク年次大会

地域活性化の取り組み

○『産学官金』による地域関係機関との連携強化

- ・名寄市立大学と『産学連携協定に関する協定書』を平成20年3月25日に締結
- ・一般財団法人旭川産業創造プラザと『連携・協力に関する協定書』を平成23年11月1日に締結
- ・北海道上川総合振興局と『地域活性化に向けた包括連携協定書』を平成26年3月19日に締結
- ・尾西信用金庫(愛知県一宮市)と『地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書』を平成27年8月24日に締結
- ・名寄市と『地方創生に係る包括連携協力に関する協定』を平成28年3月29日に締結
- ・下川町と『地方創生に係る包括連携協力に関する協定』を平成28年8月17日に締結
- ・士別市と『地方創生に関する包括連携協定』を平成28年9月28日に締結
- ・名寄商工会議所と『地域経済活性化と地域の持続的発展に向けた包括連携協定』を 平成30年7月27日に締結
- ・士別商工会議所と『地域経済活性化に向けた包括連携協定』を平成30年10月23日に締結

○地域への情報発信

・北星しんきん景況レポート 調査地域8市町村、対象企業150社に対し半期ごとに調査し、その結果を関係先に配布しております。 (年2回調査)

情報誌フィールの発行

平成3年創刊。地元の活動・ヒト・お店などを掲載。当金庫の女性職員が取材や編集を行っております。





情報誌フィールの発行

文化的• 社会的 貢献活動

〇レンガの家「きらり」

・当金庫本店に隣接するレンガの家『きらり』は、地域の芸術・文化発信の 施設としてご利用いただいております。

○様々な地域活動への参加・支援活動

・当金庫は、清掃活動や交通安全運動などに取り組んでいるほか、地域の 各種イベントに職員が積極的に参加し地域の皆さまとの心のふれあいを 大切にしております。令和4年度は、延べ647人の当金庫職員が、66の各種 イベントに参加しました。

○名寄市立大学寄附講座の開講

・淑徳大学結城康博教授をお招きし、名寄市立大学にて寄附講座を開催し ました。

○環境や人に配慮した取り組み

・カーボンオフセット通帳およびカラーユニバーサルデザイン通帳の取扱い 通帳の製造過程で発生するCO2を下川町、足寄町、滝上町、美幌町の4町で構成 する『森林バイオマス吸収量活用促進協議会』の森林吸収クレジットで相殺してい ます。

カラーユニバーサルデザイン通帳は様々な利用者(色覚の多様性)に配慮した 色の使い方をするものづくりであり、『より多くの人にとって優しい社会づくり』を目 指す取り組みのひとつです。

・環境に対応した商品の取扱い

エコ関連設備を使用した住宅の施工に対して金利優遇の『固定金利選 択型住宅ローン』や『無担保住宅ローン』を取扱っております。

・おからだのご不自由なお客様が利用しやすい環境づくり

すべてのお客様に安心してご利用いただけるよう、助聴器『ボイス メッセ』の設置を進めています。また、筆談用コミュニケーションボードや 音声案内を行うハンドセット付ATMの導入を進めています。

- ・AED(自動体外式除細動器)を全店に設置しております。
- 各市町村と協定を結び、高齢者等の地域見守り活動を行っております。



ひまわりボランティア



U10サッカー大会(ボランティア活動)



北海道マップ贈呈

経営環境

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和し、人の動きなどに持ち直しが見られた一方、ロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の高騰、インフレ抑制を目的とした世界各国の金融引き締め強化などの要因もあり、懸念が拭えない状況が続いています。

当地域におきましては、公共投資は高水準で推移したものの、人口流出や高齢化による人手不足や新規事業の停滞、原材料・燃料価格の高騰や自然災害への対応など厳しい状況が続きました。

事業の展望と今後の課題

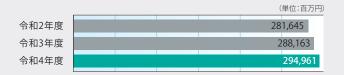
令和5年度は、3か年経営計画「北星しんきん『支援力の強化と変革への挑戦』」の最終年度にあたります。

3か年経営計画におきましては、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした真の協同組織金融機関として、お客さま・地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の発展成長から地域経済の力強い回復を目指しております。

地域にとって最も身近で安心して頼れる金融機関となるために、「三方よし プラスワン(お客様・地域・信用金庫+職員)」をスローガンに、地域の皆様の期待に応えてまいります。

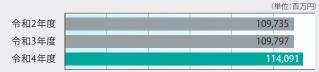
預 金

預金期末残高は2,949億円となりました。流動性預金の伸びが 増加の牽引役となりました。



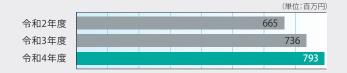
貸出金

貸出金期末残高は1,140億円となりました。賃貸用住宅向け貸出金などを中心に残高が増加しております。



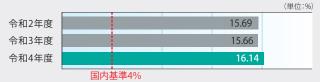
当期純利益

貸出金利息の増加等により、経常利益1,100百万円、当期純利益793百万円といずれも前年を上回る結果となりました。



自己資本比率

自己資本比率は16.14%と前期比0.48ポイント上昇しました。 金融機関の安全性を判断する指標である国内基準の4%を十分 上回っており、今後も安定した収益確保により、自己資本の充実に努めてまいります。



最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	3,888	3,942	3,809	3,950	3,969
経 常 利 益	907	826	911	1,020	1,100
当 期 純 利 益	659	600	665	736	793
出資総額	766	767	765	758	755
出資総口数(千口)	15,321	15,357	15,302	15,175	15,105
会 員 数	18,928人	18,759人	18,361人	17,585人	17,022人
純 資 産 額	22,294	22,304	23,152	22,538	20,623
総 資 産 額	287,786	289,725	308,172	313,444	317,524
預 金 積 金 残 高	262,031	264,175	281,654	288,163	294,961
貸 出 金 残 高	105,197	106,478	109,735	109,797	114,091
有 価 証 券 残 高	128,403	125,669	123,290	126,840	120,802
単体自己資本比率	15.69%	15.58%	15.69%	15.66%	16.14%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2.0 円	2.0 円	2.0円	2.0 円	2.0 円
役 員 数	14人	14人	14人	14人	14人
うち常勤役員数	8人	8人	8人	8人	8人
職員数	183人	181人	175人	174人	176人

(注) 1.単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき算出しております。

(令和5年7月1日現在)

理事及び監事の氏名及び役職名

守 常勒理事 杉本 秀昭 常勤監事 理事長 岡本 佐藤 公俊 勝 熊谷 進 専務理事 出 \blacksquare 伸一 理 事 橋 事 高 常務理事 水間 幸雄 理 事 小林 裕明 員外監事 廣富 之 緒 之宏 谷田 理 大野裕一 郎 常務理事 事 常勤理事 東海林和彦 理 事 藤田 健 慈

※理事 大野裕一郎・藤田健慈は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(令和5年7月1日現在)

組織図 理事会 ALM委員会 総代会 一 常勤監事 監事会 コンプライアンス委員会 〈常務会〉 理事長 リスク管理委員会 専務理事 地域密着型金融推進委員会 貸出審議会 金融円滑化推進室 常務理事 給与委員会 常勤理事 當罰委員会 衛生委員会 経営管理部 事務部 地域支援部 業務部 経理証券部 監査部 審査部 総務企画部 苦情相談のスクス 名寄せ整備担当システム担当 金融相談 代貸 理 業 審 為替業 研 経 経営企画担当 総 内部監査担当 **法令等遵守** 資産査定担当 貸出 管理 地域支援担当 営業推進担当 業務企画担当 資金運用担当 莱支 理 修 事 務 談生支援 担 担 担 担 当 当

役職員の報酬体系の開示について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の 対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、監事の報酬額につきま

しては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 計算方法

- (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 129百万円
- (注)1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です
- 2. 上記の内訳は、「報酬」109百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰入した引当金を除く)当年度に繰り入れた役員退職慰労 引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与え るものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び6号並びに第3条1項3号及び6号に該当する 事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、連結子法人の役職員であって、対象役員 が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 - 2. 「連結子法人」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。
 - 3、「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 - 4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなり

ます。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定されることなく、日常の事業活動を通じて、 総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り 組んでおります。

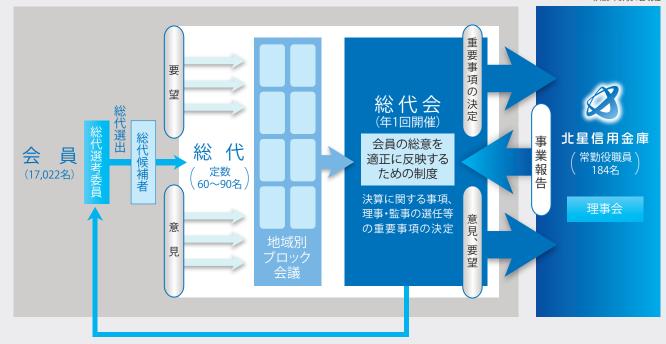
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業 店までお寄せください。



第72期通常総代会

総代会のしくみ

令和5年3月31日現在



総代と選任方法

1.総代の任期・定数

総代の任期は2年です。総代の定数は、60名以上90名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

2.総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に 反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの 手続を経て選任されます。

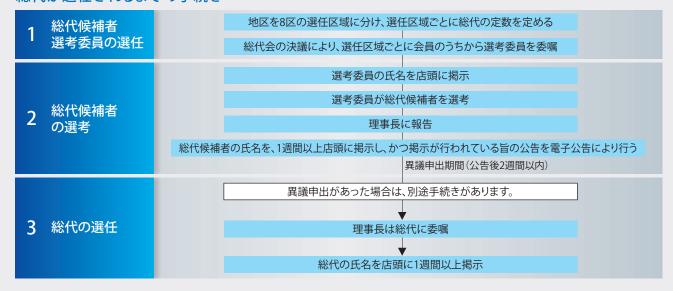
- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者の選考基準

総代候補者は当金庫の満75歳を超えない会員のうち、次の選考基準を満たしている方の中から選考します。

- ①総代としてふさわしい見識を有している方
- ②地域の事情に明るく、良識をもって正しい判断ができる方
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続き



第72期通常総代会の決議事項 (令和5年6月19日開催)

第72期通常総代会において、次の事項について報告並びに付議をいたしました。

報告事項

報告第1号 第72期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告・ 貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

報告第2号 定款一部変更に関する実行報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

第3号議案 総代候補者選考委員選任の件

第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

以上の議案について原案通り承認可決されました。

総代の氏名 令和5年7月1日現在の、選任区域ごとの総代の氏名等は次のとおりです。(氏名の後の数字は就任回数です)

(敬称略)

名寄地区 24年	菅井 静夫⑩ 谷	光憲②	谷井 好栄③	寺島 香④	栗原 智博⑤ 中舘 克隆⑪ 山崎 謙一②	西條 敬弘③ 中山 泰英⑩ 吉川 博己③	坂下 光春③ 楢山 秀明⑦ 萬谷 千絵②	白木剛④長谷川充保③和田敏明②
美深地区 52	齊藤 和信⑩ 坂	反井 弘明① :	髙附 秀文①	谷口 栄二⑩	山崎 晴一⑫			
下川地区 43	石谷 英人③ 谷	9 博之④ 1	三津橋英実⑤	矢内 眞一⑪				
中川•音威子府地区 5	佐藤 正樹① 三	三和 寿志⑩ :	吉田 寛②	吉田 義一②	横山 盛②			
士別地区 23%		营原清一郎 ①	鈴木 勉⑬	神田 英一(4) 髙橋 永法(4) 細川 博司(5)	但木 行久②	近藤 峯世① 田中 勝則⑩ 三野 一寿①	斉木勲⑫近井孝義②山本良二⑫	佐藤 元信① 千葉 道夫②
剣淵地区 5章	小澤 繁④ 後	後藤 修一② i	西尾 政男⑫	藤原 光男⑤	山田 博幸⑪			
和寒地区 42	下司 和也② 浜	兵田 義昭⑪ ј	藤村 光司⑨	眞鍋 修詩①				
旭川•札幌地区 172	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			櫻井 敏広⑩ 山田 春雄⑩	佐々木浩一④吉川裕二④	柴野 修一③ 米内 渉①	高野 達也④ 和田 亨④	髙原 昌央①川原 基彰②

総代の属性別構成

業種別構成

製造業	10人	不動産業	2人
鉱業、採石、砂利採取業	1人	学術研究・専門・技術サービス業	6人
建設業	31人	宿泊業	1人
情報通信業	1人	医療•福祉	1人
運輸業、郵便業	3人	その他のサービス業	9人
卸売業•小売業	22人		

職業別構成

法人代表者	78人
個人事業主	人8
個人	1人

年齢別構成

40歳~45歳	1人
46歳~50歳	8人
51歳~55歳	5人
56歳~60歳	11人
61歳~65歳	15人
66歳~70歳	22人
71歳以上	25人

お客様の暮らしに寄り添い、

地域に根を張る22店舗

北星しんきんの ネットワーク

営業エリア

店舗紹介及びATMご利用時間一覧(令和5年7月1日現在)



〒096-0012 名寄市西2条南5丁目5番地

- **2** 01654-2-1113
- 今月~金 /8:45~19:00 ±⋅日⋅祝 /9:00~17:00
- 本店長 水間 幸雄



中央通支店

〒096-0034 名寄市西4条北1丁目4番地1

- **2** 01654-2-5522
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 三國 貴則



公園通支店



〒096-0016 名寄市西6条南9丁目1番地61

- **2** 01654-3-2332
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 波能 直司



ふれあい支店

名寄市西9条南4丁目10番地1 **2** 01654-3-6611

〒096-0019

♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 木嶋 昭則



中川支店

和寒支店

音威子府支店

本店•本部 美深支店 中央通支店

公園通支店 ふれあい支店 一下川支店 風連支店

士別北支店 士別中央営業部 士別中央営業部 上士別出張所 剣淵支店

朝日支店

旭川北支店

旭川支店

永山支店 東光支店



₹098-0506

- **2** 01655-3-2504

支店長 入江 英仁



円山支店 白石支店 札幌支店



名寄市風連町仲町93番地2

- ♥月~金 /8:45~18:00 土曜日 /9:00~17:00





〒098-1207 上川郡下川町錦町52番地

- **2** 01655-4-4141
- ◆ 月~金 / 8:45~18:00 土曜日 / 9:00~17:00

支店長 範國 貴裕



音威子府支店



〒098-2501

中川郡音威子府村字音威子府367番地

- **2** 01656-5-3331
- ●月~金 /8:45~18:00 支店長 髙橋 雅寛



中川支店



中川郡中川町字中川398番地

- **2** 01656-7-2541
- 今月~金 /8:45~18:00

 土曜日 /9:00~17:00

支店長 倉澤 守



美深支店



₹098-2220

- 中川郡美深町字大通北2丁目1番地
- **2** 01656-2-1731
- ◆ 月~金 /8:45~18:00 土曜日 /9:00~17:00

支店長 関下 英明



士別中央営業部上士別出張所



〒095-0371

- 士別市上士別町16線市街
- **2** 0165-24-2221
- ♦ 月~金 /9:00~17:00

出張所長 生田 真至

営業地区 -覧

名寄市、士別市、旭川市、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、 深川市、滝川市、砂川市、美唄市、三笠市、岩見沢市

上川郡(下川町、剣淵町、和寒町、比布町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町)

中川郡(美深町、音威子府村、中川町)

天塩郡(幌延町、天塩町)

枝幸郡(中頓別町、枝幸町)

空知郡(奈井江町)



〒095-0019 士別市大通東6丁目720番地6

- **2** 0165-29-2121
- 今月~金 /8:45~19:00
 ±・日・祝 /9:00~17:00

支店長 生田 真至



和寒支店



〒098-0131 上川郡和寒町字南町103番地の1

- **2** 0165-32-2461
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 桑原 琢也



東光支店



〒078-8343 旭川市東光3条4丁目4番24号

- **2** 0166-32-2173
- ♥月~金 /8:45~18:00

支店長 菊池 和也



士別北支店



₹095-0019 士別市大通東1丁目

- **2** 0165-23-3171
- ♦ 月~金 /8:45~19:00

支店長 石原 努



旭川支店



〒070-0034 旭川市4条通10丁目左4号

- **2** 0166-25-2001
- ♥月~金 /8:45~18:00 土曜日 /9:00~17:00

支店長 奈良 雄二



札幌支店



〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地

- **2** 011-252-2080 ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 渡邊 勝



朝日支店



〒095-0401 士別市朝日町中央3772番地

旭川北支店

- **2** 0165-28-2311
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 阿部 浩晶

〒070-0873

2 0166-52-7755

支店長 伊藤 仁敏



=098-0338

上川郡剣淵町仲町32番12号

剣淵支店

2 0165-34-2106

♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 髙瀬 朋章



永山支店



〒079-8412 旭川市永山2条4丁目3番15号

- **2** 0166-48-5533
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 遠藤 雅和



円山支店

旭川市春光3条9丁目12番11号



〒064-0801 札幌市中央区南1条西25丁目1番25号

- **2** 011-622-3737
- № 月~金 /8:45~19:00

支店長 下田 敏嗣



白石支店



〒003-0023 札幌市白石区南郷通1丁目北5番14号

- **2** 011-864-1223
- ♦ 月~金 /8:45~18:00

支店長 作山 智昭



店舗外現金自動サービスコーナー(ATM)

名寄市役所名寄庁舎コーナー

- 名寄市大通南1丁目1番地 名寄市役所名寄庁舎内 ♦月~金/9:00~17:00

自衛隊名寄駐屯地コーナー

- 名寄市字内淵84番地 自衛隊名寄駐屯地内
- △ 月~金 / 10:00~18:00

名寄市立総合病院コーナー

- 名寄市西7条南8丁目1番地 名寄市立総合病院内 ♦月~金/8:30~17:00
- 名寄市立大学コーナ
- 名寄市西4条北8丁目1番地8名寄市立大学内 ♥月~金/9:00~17:00

西條名寄店コーナー

- 名寄市西4条南8丁目1番地 西條名寄店内
- ◇月~金·土·日·祝/9:30~19:00

イオン名寄ショッピングセンターコーナー

名寄市字徳田80-1 イオン名寄ショッピングセンター内 ♥月~金/9:00~18:00 土・日・祝/9:00~17:00

十別市内

西條士別店コーナー

士別市大通東16丁目3143番地11 西條士別店内 ♦月~金/9:00~19:00 土・日・祝/9:00~17:00

スーパーアークス士別店コーナ

- 士別市東4条8丁目1番地2スーパーアークス士別店内 ❤️月~金/9:00~19:00 土・日・祝/9:00~17:00
- 士別市立病院コーナ-
- 士別市東11条5丁目3029番地1 士別市立病院内
- ♦ 月~金/9:00~18:00

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

貸出業務

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。商業手形等の割引を取り扱っております。

内国為替業務

送金為替、代金取立等を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

付帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、福祉医療機構、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人、 勤労者退職金共済機構、しんきん保証基金、農林漁業信用基金、全国石油協会及び不動産流通近代化センターの業務 の代理
- (2)保護預り及び貸金庫業務
- (3)有価証券の貸付
- (4)債務の保証
- (5)公共債の引受
- (6)国債等の窓口販売
- (7)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- (8) その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務



士別市:かわにしの丘

昭和25年7月	大蔵大臣より士別信用組合設立認可 本店、上士別支店開設	平成5年6月	定期預金金利の完全自由化
昭和26年5月	大蔵大臣より名寄信用組合設立認可 本店開設	9月	温根別支店を廃店し士別中央営業部に統合
6月	美深支店開設	平成6年10月	流動性預金金利の完全自由化
昭和27年1月	信用金庫法の公布により名寄信用金庫に改組	平成9年1月	信金共同事務センターポスト第3次オンラインシステム開始
1月	信用金庫法の公布により士別信用金庫に改組	平成11年10月	郵貯ATMとの相互接続開始
2月	剣淵支店開設	11月	上士別支店を士別中央営業部上士別出張所に変更
9月	下川支店開設	平成12年3月	デビットカードサービス取扱開始
昭和28年4月	国民金融公庫代理業務取扱開始	4月	ATM手数料道内信金業界内で無料化実施
5月	風連支店開設	4月	テレホンバンキング取扱開始
7月	朝日支店開設	8月	モバイルバンキング取扱開始
昭和29年1月	和寒支店開設	12月	全国しんきんゼロネットサービス取扱開始(ATM・CD手数料無料化)
2月	中川支店開設	平成13年3月	スポーツ振興くじtoto払戻し業務取扱開始
昭和30年4月	住宅金融公庫代理業務取扱開始	3月	損害保険窓口販売業務取扱開始
12月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始	5月	「レンガの家きらり」オープン
昭和31年9月	温根別支店開設	11月	多寄支店を士別中央営業部多寄出張所に変更
昭和34年1月	全国信用金庫連合会代理業務取扱開始	平成14年2月	永山支店開設
12月	多寄出張所開設(昭和37年5月支店昇格)	4月	士別市病院事業会計指定金融機関として事務取扱開始
昭和39年4月	下川町指定金融機関として事務取扱開始	10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
8月	士別北支店開設	平成15年11月	第5次全国銀行データ通信システム稼働
12月	音威子府支店開設	平成16年1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
昭和40年4月	中川町指定金融機関として事務取扱開始	3月	国民生活金融公庫との業務連携協力開始
昭和43年10月	旭川中央支店開設	4月	中小企業金融公庫との業務連携協力開始
昭和45年6月	名寄市指定金融機関として事務取扱開始	7月	剣淵町指定金融機関として事務取扱開始
9月	旭川支店開設	10月	インターネットバンキング取扱開始
昭和46年11月	本店現店舗新築	10月	決済用預金取扱開始
昭和48年9月	士別支店開設	平成18年6月	名寄信用金庫と士別信用金庫が「合併基本協定書」に調印
12月	東光支店開設	平成19年10月	両金庫合併し新生「北星信用金庫」誕生
昭和49年12月	旭川北支店開設	平成20年3月	名寄市立大学と産学連携協定に関する協定書を締結
昭和50年10月	普通預金オンライン開始	平成21年4月	旭川中央支店廃止
昭和51年1月	和寒町指定金融機関として事務取扱開始	6月	札幌支店開設
4月	風連町指定金融機関として事務取扱開始	平成22年9月	多寄出張所廃止
10月	全国信金為替オンライン開始	平成23年10月	士別中央営業部リニューアルオープン
昭和52年11月	日本銀行歳入代理店として事務取扱開始	平成24年11月	士別支店廃止
昭和53年4月	朝日町指定金融機関として事務取扱開始	11月	札幌支店リニューアルオープン
昭和54年2月	全銀為替オンラインスタート	平成25年2月	でんさいネット取扱開始
9月	音威子府村指定金融機関として事務取扱開始	平成26年3月	上川総合振興局と包括協定を締結
10月	金星橋支店開設	平成27年9月	円山支店開設
11月	中央通支店開設	平成28年3月	名寄市と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結
昭和55年12月	日本銀行との当座取引開始	平成28年8月	下川町と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結
昭和57年2月	全店オンライン開始	平成28年9月	士別市と地方創生に関する包括連携協定を締結
10月	公園通支店開設	平成29年4月	地域支援部設置
昭和59年2月		平成30年4月	信託契約代理業務取扱開始
6月	国債等窓口販売業務取扱開始	令和3年9月	金星橋支店廃止
昭和63年10月	信金共同事務センター第3次オンラインシステム開始	令和3年11月	白石支店開設
平成2年7月	MICS(全国キャッシュサービス)加入による自動機業態間提携開始	令和4年5月	札幌支店リニューアルオープン
10月		1 = 7 3	
10/3	0 1 2 V A/H/UPA		

リスク管理について(北星しんきんのリスク管理の考え方)

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務はますます多様化、高度化し、管理すべきリスクも急速に増大しています。 当金庫は、経営の健全性を維持するためリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理の諸規程を定め、 時代の変化に即応し、お客様に安心してお取引いただけるよう、態勢の充実・強化に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能又は利息の継続的な取立が不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出金資産の健全性を維持するために、「先取り審査」「事前協議」「融資先実態把握表」による分析等により審査管理態勢の強化を図っております。具体的には、個々の案件でとに経営能力・営業基盤・業界の将来性等のほか、財務内容の健全性、投資計画の妥当性及び採算性、回収の可能性等を総合的に検討して厳正な審査と管理に努めています。

また、適切な自己査定が実施できるよう、職員のスキルアップに努めるとともに、適正な資産の償却と引当により資産の健全性を確保しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる「市場流動性リスク」と、金融機関が財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保が通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる「資金繰りリスク」とがあります。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保し、経営の健全性維持に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、資産(貸出金・有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場変動に伴う「為替リスク」等をいいます。

当金庫では、ALM (資産・負債の総合管理)委員会機能の充実を目指しております。預金・貸出金の金利、利鞘の総合的な検討、金利予測、リスク分析、収益シミュレーション等を通じ、当金庫の安定収益確保のため、これらのリスクに対して迅速・適切な対応ができるようALM管理手法の向上を図っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクで、より広範に及ぶリスクを指し、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク(当面「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」を指します)」の3種類に大別し、外部環境、内部環境及びプロセスの、どの環境においても生じる可能性のあるリスクであると捉えており、以下のとおり管理態勢の構築に努めております。

1.事務リスク管理

事務リスクとは、日常の事務処理上において発生するミスや不正による損失 及び信用を毀損するリスクのことです。

当金庫では、内部牽制組織として他の部門から独立した監査部を設置して本部・営業店の立入監査を実施し、事務処理の厳正化と事故防止に努めています。また、営業店自ら行う、自店検査を定例で義務づけており、創立以来培ってきた「信用」「信頼」を高めるべく、相互牽制機能が働く組織と人づくりに努めております。

2.システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクであり、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

金融機関のコンピュータシステムは高い公共性と広汎性を有しており、システムの安全性とデータの機密保持が要求されています。これらの情報システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護を図り適切なシステムリスクの管理態勢の整備に努めております。

3.その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクについては、上記「事務リスク」「システムリスク」以外にも様々な危機要素(犯罪・災害・火災・風評等)が存在している「その他のリスク」があり、それらの危機を未然に防止したり、事前に準備することが重要と考えております。それらの被害を最小限に抑えるための態勢を整備し、危機管理態勢の充実・強化に努めております。

外部監査

経営の透明性と健全性保持のため、外部監査法人を選任し、監査態勢の強化を図っております。

法令等遵守(コンプライアンス)の体制

当金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関として、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力いたします。

社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、下記の行動綱領を定めています。

1.社会的使命と公共性の自覚と責任

社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に 努めます。

2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献いたします。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

4.地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5.従業員の人権の尊重

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保 いたします。

6.環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7.社会貢献活動への取り組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

8.反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される 関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の -つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切 に対応できる管理態勢を構築します。

2 管理能勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は経営管理部とし、 経営管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与 対策に取組みます。

3.リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネ ロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減 措置を講じます。

4.顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢 を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策 を見直します。

5.疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで 検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい 取引の届出を行います。

6.資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7.コルレス契約締結先の管理

コルレス先の情報収集に努め、その評価を適切に行いリスクに応じた適 切な対応策を講じます。また、当金庫及びコルレス契約締結先に対し、営業 実態のない架空銀行との取引及び匿名性が高い口座での取引を禁止しま す。

8.役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を 深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

9.実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門に よる定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

反社会的勢力への取り組み指針

当金庫は、反社会的勢力との関係遮断の取り組みを強化し、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、 資金提供を行わないこと、また、反社会的勢力による被害を防止するための取り組みをしてまいります。

1.基本原則

(1)組織としての対応 (2)外部専門機関との連携 (3)取引を含めた一切の関係遮断 (4)有事における民事と刑事の法的対応 (5)裏取引や資金提供の禁止

2.基本方針

私たちは、反社会的勢力に対しては、警察等外部関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応いたします。

3.排除官言

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除いたします。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法を踏まえて、お客 様との取引にあたり、本方針に基づき、お客様の利益が不当に 害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客様の 利益を保護するとともに、お客様の信頼を向上させるため、次の 事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引 ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する 相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に 利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる 方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより 管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることにつ いて、お客様に適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の 配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反 管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および 本方針を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的 に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金 融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の 確保を図ることとします。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を 締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その 際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項につい て説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解 を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、 窓口までお問い合わせください。

金融商品は、複雑化かつ多様性を増してきています。また、お客様のご要望も決して 一律ではありません。当金庫ではお客様の知りたいことを丁寧にかつ正確にお伝え し、お客様のライフサイクルに合った適切な情報提供を行います。

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または経営管理部で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底の うえ、再発防止や未然防止に努めます。苦 情等は営業店または次の担当部署へお 申し出ください。
- 4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部にご相談ください。

北星	信用金庫 経営管理部
住 所 〒096-0012 北海	道名寄市西2条南5丁目5番地
電話番号 01654-2-1111(内線	泉260)
受付日時 当金庫営業日の9:0	00~17:00
受付媒体 電話、手紙、面談	

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図る為、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

相談所名	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)			
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5			
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273			
受付日時 受付媒体	信用金庫営業日の9:00~17:00 電話、手紙、面談	信用金庫営業日の9:00~17:00 電話、手紙、面談			

5.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫経営管理部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	札幌弁護士会紛争解決センター
住 戸	〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013	〒 060-0001
	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	札幌市中央区北1条西10丁目
				札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)
	9:30~12:00、13:00~16:00	10:00~12:00、13:00~16:00	9:30~12:00、13:00~17:00	9:00~12:00、13:00~16:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2) の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部 にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

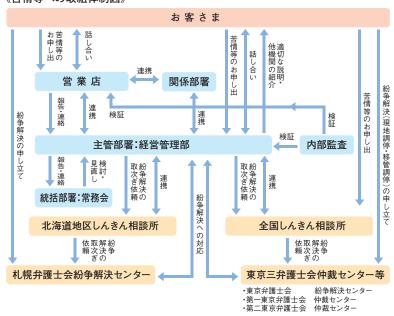
- (1) 現地調停:東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2)移管調停: 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢を整備し苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理 部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な 対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を 行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対 し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を 経営管理部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所 をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容 やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果 に基づき、苦情等に対応する態勢のあり方の検討・見直 しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部 門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

《苦情等への取組体制図》



個人情報の保護について

北星しんきんの取組み方針

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報 保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・ 氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報 (他の情報と容易に照合 することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人 識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたもの をいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 - <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

- ○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他 不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営 の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、 融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況 など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認さ せていただくことがあります。
- ○お客さまの個人情報は、
- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項 ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項 ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

- ○当金庫は、下記の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目 的には利用いたしません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用しま す。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に 応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除い て、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A. 個人情報 (個人番号を含む場合を除きます) の利用目的

【業務内容】

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により 信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる 業務を含む)

【利用目的】

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な 業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委 託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ①提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑩各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ③その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【法令等による利用目的の限定】

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返 済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴に ついての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外 の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧 いただけます。(URL http://www.hokusei-shinkin.co.jp/)

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報 を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利 用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ 最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求 (第三者提供記録の開示 も含みます。) があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえ で、遅滞なくお答えします。
- ○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該 個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえ で個人情報等の訂正等を行います。
 - なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ○お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去の ご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。
- なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ○お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録 の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金 庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適 切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定め ておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の 当金庫相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその 仟務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該 職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそ のおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況につい て、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行う とともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。ま た、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため の措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措 置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定して います。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフ トウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。 また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に 監督いたします。

○キャッシュカード発行・発送に関わる事務 ○定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務 ○ダイレクトメールの発送に関わる事務 ○情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提 供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則とし て書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるとこ ろにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護 に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する 情報等について情報提供いたします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。 なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の 当金庫経営管理部までご連絡ください。

個人情報等に関する相談窓口(受付:当金庫営業日の9:00~17:00)

北星信用金庫 経営管理部 〒096-0012名寄市西2条南5丁目5番地

電話番号:01654-2-1111 FAX:01654-3-0940 Eメール:kirari@hokusei-shinkin.co.jp

第1の柱

最低所要自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。

第2の柱

金融機関の自己管理と 監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統合的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められております。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

第3の柱

市場規律

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性(監視機能)を高めることとされております。

自己資本比率

【信用リスク】 【オペレーショナル・リスク】

統合的なリスク管理

【与信集中リスク】 【銀行勘定の金利リスク】

情報開示

【開示内容の充実】 【市場規律の実効性向上】

1.単体における開示項目

<定性開示項目>

(1)自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客様による普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度でとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(3)信用リスクに関する事項

イリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫は、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識した上で、与信業務の基本的な理念や手続を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では「信用リスク管理規程」「資産査定事務取扱要領」に基づき自己査定を実施しております。

信用リスクの管理状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等の経営陣に対して報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定管理規程」及び「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された 貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

株式会社 格付投資情報センター(R&I)

株式会社 日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

ハ.エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券 担保、信用保証協会等の保証が該当します。当金庫は融資の取扱いに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者 の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保、保証についてはあくまでも補完的な位置付けと認識しております。 また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、 適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、 民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」により適切な事務取扱い及び適正な 評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、 金庫の定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく 分散されております。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引に対する取扱規程等は定めておらず、現在は取扱いの対象としておりませんが、資金運用の一環 として、オプション・スワップなど派生商品取引を内包した債券等を一部保有しております。この債券等は、そのリスクが主に 受取利息配当金に限定され元本に及ばないこと、発行体の信用力が高いこと、さらに当金庫の体力(自己資本)に見合った投資 限度を定め、価格変動リスクを限定的としていることから、債券等自体のリスク管理以外に特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引については該当はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の役割として、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、 リスク認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、 必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針 の中で定める取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づき、投資対象を一定の 信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーター業務については、当金庫は行っておりません。

口. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を 行っております。

二. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類 ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター(R&I)

株式会社 日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

ホ. 信用金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する項目 該当ありません。



士別市:羊と雲の丘公園

(7)オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと。また、外生的事象が 生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクのことです。

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織態勢、管理態勢を整備し、自己管理型のリスク管理を行うことを目的とした分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクについて当金庫は事務リスク、システムリスク、その他のリスクに大きく分けております。

事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務 指導や本部研修体制、営業店勉強会の強化、牽制機能として事務検証に取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスク管理については「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にして定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスク管理については、苦情相談窓口の設置による適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには取扱商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めております。

また、オペレーショナル・リスクに関しましてリスク管理主管部署、担当部署を設置し、協議、検討を行うとともに、必要に応じて 経営陣に報告する態勢を整備しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しています。

(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び当金庫の「統合的リスク管理規程」における「価格変動リスク」量を計量化することにより把握しております。また当金庫の抱える市場リスクの状況を常務会に報告するとともに定期的にALM委員会に報告し検討しております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的な査定を実施するとともに、その状況は経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(9)金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価計測を行うとともに、適宜、対応を講じる態勢としております。

主な評価・計測方法としては、一定の金利ショックを想定した場合の貸出金・有価証券をはじめとした銀行勘定における ΔEVE (金利ショックによる経済価値の減少額) の計測を四半期でとに実施しているほか、VaR (バリューアットリスク) による金利リスク量の計測を月次で実施し、自己資本比率への影響度を計測、自己資本管理態勢に対する評価を行い、ALM委員会において協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化及び自己資本の充実度を考慮したリスクコントロールに努めております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 考慮しておりません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提 正となる通貨のみを単純合算しております。相関は考慮しており ません。
- ・スプレッドに関する前提 金利リスクの計測において、割引金利はスワップ金利を使用して おります。
- ・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす その他の前提
- 内部モデルの使用はありません。
- ・前事業年度末の開示から変動に関する説明 金利上昇等の影響により低下しております。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 VaRによる金利リスク量の計測とあわせて、引き続き適切な管理 に努めてまいります。
- ハ. 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的 開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ・金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRを用いて、金利リスク量を計測しております。VaRの算出にあたっては、過去5年間における想定最大変化幅を金利ショックとしております。

・金利リスク計測の前提及びその意味

VaRによる金利リスク計測の前提は、保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年としております。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での損失の推計値であり、金利ショック幅は過去の市場動向により変動しますが、△EVE及び△NIIは一定の金利ショック幅による損失額を表します。

<定量開示項目>

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A10255	(単位:百万
	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,116	20,87
うち、出資金及び資本剰余金の額	758	75.
うち、利益剰余金の額	19,387	20,15
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	-	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	133	224
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	133	224
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、		
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に		
係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	20,249	21,10
コア資本に係る調整項目 (2)	20,247	21,10
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76	5-
一方ち、のれんに係るものの額	70	J.
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	76	5
	_	
適格引当金不足額 Tank Mana Jank Mana よっこをよに担いまる第	_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
前払年金費用の額	242	22
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10%基準超過額	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	-
特定項目に係る15%基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	319	28
自己資本	317	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,930	20,81
リスク・アセット等 (3)	19,930	20,01
信用リスク・アセットの額の合計額	120.624	122.20
	120,634	122,20
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,376	△ 1,42
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,376	△ 1,42
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,605	6,72
信用リスク・アセット調整額	_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	127,239	128,92
自己資本比率		
自己資本比率((/ \)/(二))	15.66%	16.14 9

⁽注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により、自己資本比率を算出しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項【単体】

	Ain	3年度	令和4年度			
	リスク・アセット	9年	ー フィル・ リスク・アセット	4年1号 所要自己資本額		
/ 伊田リスカ スは、						
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	120,634	4,825	122,202	4,888		
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	124,684	4,987	121,489	4,859		
現金	_	_	_	_		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_		
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_		
国際決済銀行等向け	_	_	_	_		
我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_		
国際開発銀行向け	_	_	_	_		
地方公共団体金融機構向け	3	0	3	0		
我が国の政府関係機関向け	2,824	112	2,881	115		
地方三公社向け		_		_		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,563	662	16,964	678		
法人等向け	36,365	1,454	39,578	1,583		
中小企業等向け及び個人向け	22,349	893	23,366	934		
サ小正素等内の及び個人内の 抵当権付住宅ローン	4,230	169				
			4,079	163		
不動産取得等事業向け	964	38	829	33		
三月以上延滞等	85	3	16	0		
取立未済手形	5	0	6	0		
信用保証協会等による保証付	913	36	867	34		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_		
出資等	7,472	298	7,624	304		
出資等のエクスポージャー	7,472	298	7,624	304		
重要な出資のエクスポージャー	_	_	_	_		
上記以外	32,904	1,316	25,270	1,010		
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他	20.665	026	12.016	F16		
外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	20,665	826	12,916	516		
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調						
整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,228	49	1,228	49		
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	569	22	727	29		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関	307	22	727	2,		
に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	_	_	_	_		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融						
機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達						
	_	_	_	_		
手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	10 441	417	10 200	44.5		
上記以外のエクスポージャー	10,441	417	10,398	415		
②証券化エクスポージャー	128	5	124	4		
証券化 STC要件適用分						
非STC要件適用分	128	5	124	4		
再証券化	_	_	_	_		
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,712	68	1,601	64		
ルック・スルー方式	1,712	68	1,601	64		
マンデート方式	_	_	_	_		
蓋然性方式(250%)	_	_	_	_		
蓋然性方式(400%)	_	_	_	_		
フォールバック方式 (1,250%)	_	_	_	_		
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_	_	_	_		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポー						
ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され	A 6 276	A 255	∧ 1 <i>1</i> 2 E	△ 57		
	△ 6,376	△ 255	△1,425	△ 57		
なかったものの額	405	10	413	16		
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	485	19	412	16		
⑦中央清算機関関連エクスポージャー - トゥット ファー	_	_		_		
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,605	264	6,722	268		
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	127,239	5,089	128,925	5,157		

⁽注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

^{4.} 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

^{5.} 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分 国
地域区分 業種区分 期間区分 国
期間区分
国 内 282,087 110,730 85,462 - 256 国 内 289,534 115,082 82,872 - 104 国 外 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 26,603 - 256 地域別合計 316,457 115,082 109,795 - 104 製 造業 7,445 1,840 5,604 - 92 製 造業 7,841 1,947 5,894 - 91 農業、林業 598 598 - 17 農業、林業 685 685 2 漁業、任業・移採取業 193 193 2 総業、任業・移採取業 180 180 2 総業、任業・移採取業 193 193 2 総業、任業・移採財業 180 180 2 総業、任業・移採財業 193 193 2 総業、任業・移採財業 180 180 2 総業、任業・財務・企業 2,703 -
国
地域別合計 308,690 110,730 112,065 - 256 地域別合計 316,457 115,082 109,795 - 104 製造業 7,445 1,840 5,604 - 92 製造業 7,841 1,947 5,894 - 91 農業、林業 598 598 - 17 農業、林業 685 685
製 造 業 7,445 1,840 5,604 - 92 製 造 業 7,841 1,947 5,894 - 91 農業、林業 598 598 17 農業、林業 685 685
農業、林業 598 598 17 農業、林業 685 685
漁 業
193 193 193 193 193 193 193 193 193 194 195 19
建 設 業 6,613 5,513 1,099 - 35 建 設 業 6,650 5,851 798 電気・ガス・熱烘給・水道業 2,703 - 2,703 電気・ガス・熱烘給・水道業 3,205 - 3,205 信報 通信業 291 91 200 情報 通信業 333 133 200 運輸業、郵便業 3,627 984 2,642 運輸業、郵便業 3,222 979 2,242 即売業、小売業 6,672 6,172 500 卸売業、小売業 6,822 6,322 500 卸売業、小売業 6,672 61,730 - 33 金融業、保険業 116,797 2,742 58,813
情報通信業 291 91 200 情報通信業 333 133 200 信報通信業 3,627 984 2,642 運輸業、郵便業 3,222 979 2,242 回売業、小売業 6,672 6,172 500 卸売業、小売業 6,822 6,322 500 金融業、保険業 131,569 2,725 61,330 - 33 金融業、保険業 116,797 2,742 58,813 不動産業 46,288 44,785 1,502 不動産業 48,344 46,843 1,501 物品賃貸業 322 322 物品賃貸業 554 554 学施報・財がサービス業 411 411 学施報・財がサービス業 463 463 学施報・財がサービス業 41,788 1,788 宿泊業 1,769 1,769 金飲食業 1,099 1,099 2 飲食業 1,082 生活腫・サービス業・娯業 586 586 50 生活腫・サービス業・娯業 547 547 教育、学習支援業 56 56 教育、学習支援業 86 86 教育、学習支援業 56 56 教育、学習支援業 86 86 をの他のサービス 2,408 2,408 をの他のサービス 2,408 2,408 をの他のサービス 2,395 2,395 エ・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638
運輸業、郵便業 3,627 984 2,642 運輸業、郵便業 3,222 979 2,242 即売業、小売業 6,672 6,172 500 卸売業、小売業 6,822 6,322 500 金融業、保険業 131,569 2,725 61,330 - 33 金融業、保険業 116,797 2,742 58,813 不 動 産 業 46,288 44,785 1,502 不 動 産 業 48,344 46,843 1,501 物品賃貸業 322 322 物品賃貸業 554 554 デ納研究朝・城がナービス業 411 411 デが研究朝・城がナービス業 463 463 デが研究朝・城がナービス業 411 411 デが研究朝・城がナービス業 463 463 で
卸売業、小売業 6,672 6,172 500 卸売業、小売業 6,822 6,322 500 金融業、保険業 131,569 2,725 61,330 - 33 金融業、保険業 116,797 2,742 58,813 不 動 産 業 46,288 44,785 1,502 不 動 産 業 48,344 46,843 1,501 物品賃貸業 554 554 物品賃貸業 554 554 学術院、朝・城サービス業 411 411 学術院、朝・城サービス業 463 463 常 治 業 1,788 1,788 宿 泊 業 1,769 1,769 金飲食業 1,099 1,099 2 飲食業 1,082 1,082 生活関連サービス業 娯楽業 586 586 50 生活関連サービス業 娯楽業 547 547 教育、学習支援業 56 56 教育、学習支援業 86 86 教育、学習支援業 86 86 をの他のサービス 2,408 2,408 その他のサービス 2,395 2,395 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638
金融業、保険業 131,569 2,725 61,330 - 33 金融業、保険業 116,797 2,742 58,813
不動産業 46,288 44,785 1,502 不動産業 48,344 46,843 1,501 小田 賃貸業 322 322 物品賃貸業 554 554 学術研究朝・城がナービス業 411 411 デ術研究朝・城がナービス業 463 463 常田 注 1,788 1,788 宿泊業 1,769 1,769 空飲食業 1,099 1,099 2飲食業 1,082 生活関連サービス業娯楽業 586 586 50 生活関連サービス業娯楽業 547 547 空教育、学習支援業 56 56 教育、学習支援業 86 86 教育、学習支援業 86 86 を変、福祉 4,530 4,530 医療、福祉 4,965 4,965 その他のサービス 2,408 2,408 その他のサービス 2,395 2,395 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 -
物品賃貸業 322 物品賃貸業 554
学術研究・朝門・抜術サービス業 411 411 ー ー 一 学術研究・朝門・技術サービス業 463 463 ー ー ー 宿 泊 業 1,788 1,788 ー ー 一 宿 泊 業 1,769 1,769 ー ー 飲食業 1,099 1,099 ー ー 2 飲食業 1,082 ー ー 生活関連サービス業 娯楽業 586 586 ー ー 50 生活関連サービス業 娯楽業 547 ー ー 教育、学習支援業 56 56 ー ー ー 教育、学習支援業 86 86 ー ー 医療、福祉 4,530 4,530 ー ー ー 医療、福祉 4,965 4,965 ー その他のサービス 2,408 2,408 ー ー ー その他のサービス 2,395 こ ー 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 ー ー 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 ー
宿 泊 業 1,788 1,788 宿 泊 業 1,769 1,769 の
飲食業 1,099 1,099 - - 2 飲食業 1,082 1,082 - - - 生活関連サービス素 娯楽業 586 586 - - 50 生活関連サービス素 娯楽業 547 547 - - - 教育、学習支援業 56 56 - - - 教育、学習支援業 86 86 - - 医療、福祉 4,530 4,530 - - - 医療、福祉 4,965 4,965 - - その他のサービス 2,408 2,408 - - その他のサービス 2,395 2,395 - - 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 -
生活関連サービス業・娯楽業 586 586 - - 50 生活関連サービス業・娯楽業 547 547 - - - 教育、学習支援業 56 56 - - - 教育、学習支援業 86 86 - - 医療、福祉 4,530 4,530 - - - 医療、福祉 4,965 4,965 - - その他のサービス 2,408 2,408 - - その他のサービス 2,395 2,395 - - 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 -
教育、学習支援業 56 56 教育、学習支援業 86 86 医療、福祉 4,530 4,530 医療、福祉 4,965 4,965 その他のサービス 2,408 2,408 その他のサービス 2,395 2,395 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638
医療、福祉 4,530 4,530 - - - 医療、福祉 4,965 4,965 - - - その他のサービス 2,408 2,408 - - - その他のサービス 2,395 2,395 - - 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 -
その他のサービス 2,408 2,408 - - - その他のサービス 2,395 2,395 - - - 国・地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 - - 国・地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 - -
国·地方公共団体等 52,021 15,540 36,481 — — 国·地方公共団体等 75,116 16,440 36,638 — —
個 人 21,080 21,080 24 個 人 21,091 21,091 13
個 人 21,080 21,080 24 個 人 21,091 21,091 13 その他 18,380 その他 14,300
業種別合計 308,690 110,730 112,065 - 256 業種別合計 316,457 115,082 109,795 - 104
1 年以下 41,415 8,958 3,902 - 1 年以下 50,574 11,410 4,103 -
1年超3年以下 27,590 4,555 6,803 - 1年超3年以下 19,710 4,757 5,714 -
3年超5年以下 12,044 7,705 4,263 - 3年超5年以下 13,794 8,485 5,208 -
5年超7年以下 15,779 8,495 7,216 - 5年超7年以下 10,531 6,564 3,966 -
7年超10年以下 18,580 13,217 5,363 - 7年超10年以下 20,163 13,972 5,190 -
10 年 超 149,963 67,461 78,001 - 10 年 超 158,238 69,541 82,197 -
期間の定めのないもの 43,317 335 6,514 一 期間の定めのないもの 43,445 351 3,414 一

⁽注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度	161	133	161	133
	令和4年度	133	224	133	224
個別貸倒引当金	令和3年度	730	598	730	598
	令和4年度	598	424	598	424
合 計	令和3年度	892	731	892	731
	令和4年度	731	649	731	649

^{1.} オプ・ハマノス いらは、デリハティノ取らに除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

令和3年度					令和	14年度					
		個別貸價	到引当金					個別貸價	到引当金		
	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	貸出金		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	貸出金
製 造 業	81	73	81	73	_	製 造 業	73	79	73	79	_
農業、林業	17	17	17	17	_	農業、林業	17	1	17	1	_
漁業	_	_	_	_	_	漁業		_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	鉱業、採石業、砂利採取業		_	_	_	_
建 設 業	185	143	185	143	_	建 設 業	143	142	143	142	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_
情報通信業	11	9	11	9	_	情報通信業	9	8	9	8	_
運輸業、郵便業	18	11	18	11	_	運輸業、郵便業	11	9	11	9	_
卸売業、小売業	177	175	177	175	_	卸売業、小売業	175	65	175	65	_
金融業、保険業	34	33	34	33	_	金融業、保険業	33	_	33	_	_
不動産業	63	41	63	41	_	不動産業	41	42	41	42	_
物品賃貸業	_	_	_	_	_	物品賃貸業	-	3	_	3	_
学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_	_	学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_	_
宿 泊 業	_	0	_	0	_	宿 泊 業	0	0	0	0	_
飲 食 業	28	13	28	13	_	飲食業	13	11	13	11	_
生活関連サービス業、娯楽業	11	1	11	1	_	生活関連サービス業、娯楽業	1	0	1	0	_
教育、学習支援業	_	_	_	_	_	教育、学習支援業	_	12	_	12	_
医療、福祉	26	19	26	19	_	医療、福祉	19	_	19	_	_
その他のサービス	24	18	24	18	_	その他のサービス	18	15	18	15	_
国·地方公共団体等	_	_	_	_	_	国•地方公共団体等	_	_	_	_	_
個 人	51	38	51	38	_	個 人	38	31	38	31	_
合 計	730	598	730	598	_	合 計	598	424	598	424	_

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等【単体】

(単位:百万円)

告示で定める	エクスポージャーの額							
リスク・ウェイト区分	令和3	3年度	令和4年度					
リスプ・フェイド区別	格付け適用有り	格付け適用無し	格付け適用有り	格付け適用無し				
0%	_	75,170	_	80,414				
10%	_	37,751	_	37,528				
20%	1,800	78,221	1,401	80,472				
35%	_	12,256	_	11,805				
50%	13,875	190	13,953	85				
70%	_	_	_	_				
75%	_	27,680	_	29,017				
100%	2,909	50,874	3,006	53,856				
150%	_	416	_	408				
250%	_	7,543	_	4,507				
1,250%	_	_	_	_				
合 計	308,	,690	316	,457				

⁽注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・ラ	デリバティブ
ポートフォリオ	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	709	646	14,600	14,320	_	_

⁽注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和:	3年度	令和4年度		
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	
証券化エクスポージャーの額	10	_	9	_	
(i)リース	_	_	_	_	
(ii)住宅ローン	_	_	_	_	
(iii)その他	10	_	9	_	

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	エクスポージャー残高					所要自己資本の額			
リスクウェイト区分(%)	令和3	3年度	令和	令和4年度		年度	令和4年度		
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	
0% ~ 15%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
15% ~ 50%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
50% ~ 100%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
100% ~ 250%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
250% ~ 400%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
400% ~ 1,250%未満	_	_	_	_	_	_	_	_	
1,250%	10	_	9	_	5	_	4	_	
(i)リース	_	_	_	_	_	_	_	_	
(ii)住宅ローン	_	_	_	_	_	_	_	_	
(iii)その他	10	_	9	_	5	_	4	_	
合 計	10	_	9	_	5	_	4	_	

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無

なし

⁽注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4% ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高、リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。 2. 「1250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

			単	体		連結				
区分	}	令和3	3年度	令和4	年度	令和3	3年度	令和4	年度	
		貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	
上場株式	等	219	219	237	237	219	219	237	237	
非上場株式	等	9,710	9,710	10,020	10,020	9,700	9,700	10,010	10,010	
合	計	9,930	9,930	10,257	10,257	9,920	9,920	10,247	10,247	

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

				(単位:日万円)
			令和3年度	令和4年度
売	却	益	13	0
売	却	損	1	0
償		却	_	_

⁽注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額

(単位:百万円) 令和3年度 令和4年度 1,228 評価損益 1,404

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,197	4,863
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	_	_

(9)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB	IRRBB1:金利リスク										
		1		/\	_						
項番		⊿E'	VE	△۱	VII						
		当期末	前期末	当期末	前期末						
1	上方パラレルシフト	9,482	10,281	746	798						
2	下方パラレルシフト	0	0	39	54						
3	スティープ化	9,045	9,497								
4	フラット化										
5	短期金利上昇										
6	短期金利低下										
7	最大值	9,482	10,281	746	798						
		力	T	^							
		当:	期末	前期	胡末						
8	自己資本の額	20,	819	19,	930						

⁽注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号 (平成31年2月18日) による改正を受け、令和2年3月末から⊿NIIを開示することとなりました。

2.連結における開示項目

<定性開示項目>

(1)連結の範囲に関する事項

イ.連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、 様式および作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫の連結自己資本比率算出上の対象会社は「名信ビジネスサービス株式会社」です。

「名信ビジネスサービス株式会社」は、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせな い程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は下記の通りです。

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務および相互の取引による収益・費用を相殺しております。

①資産基準

子会社の総資産額の合計額 11百万円 \times 100 = 0.00% 当金庫の総資産額 317.514百万円

②経常収益基準

子会社の経常収益の合計額 4百万円 \times 100 = 0.10% 当金庫の経常収益 3.969百万円

③利益基準

子会社の当期純損益の額のうち、持分の合計額 1百万円 $\times 100 = 0.13\%$ 当金庫の当期純利益 793百万円

④剰余金基準

子会社の剰余金のうち、持分の合計額 26百万円 \times 100 = 0.13% 当金庫の利益剰余金 20.150百万円

口. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称 名信ビジネスサービス株式会社 主要な業務内容 北星信用金庫の事務処理の受託

- ハ. 金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。
- 二. 控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。
- ホ. 連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。
- へ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 該当ありません。

連結子会社は親会社である北星信用金庫に従属する業務を営んでおり、以下の開示項目は当金庫と同じ内容であるため、 「単体における開示項目」をご参照ください。

- (2)自己資本調達手段の概要
- (3)連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (4)信用リスクに関する事項
- (5)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (7)証券化エクスポージャーに関する事項
- (8)オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9)出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (10) 金利リスクに関する事項

<定量開示項目>

(1)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人 等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己 資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2)自己資本の構成に関する事項

(=) A C ((単位:百万円
項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,143	20,902
うち、出資金及び資本剰余金の額	758	755
うち、利益剰余金の額	19,415	20,177
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	_	_
うち、為替換算調整勘定	_	_
うち、退職給付に係るものの額	_	_
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	133	224
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	133	224
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	20,276	21,127
コア資本に係る調整項目 (2)	,	,
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76	54
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76	54
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
退職給付に係る資産の額	242	226
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10%基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15%基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (口)	319	281
コノ 貝本に示る明光項目の領 (ロ) 自己資本	319	201
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,957	20,846
リスク・アセット等 (3)	19,937	20,840
信用リスク・アセットの額の合計額	120,636	122,203
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	△ 6,376	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー うち、上記以外に該当するものの額	△ 6,376 —	△ 1,425 —
	6.005	6 722
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,605	6,722
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	107.040	-
リスク・アセット等の額の合計額(二)	127,242	128,926
連結自己資本比率 連結自己資本比率((/ \)/(二))	15.68%	16.16%

⁽注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫グループは国内基準により、連結自己資本比率を算出しております。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	今和	3年度	令和4年度		
項 目	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額 所要自己資本額	
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	120,636	4,825	122,203	4,888	
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	124,686	4,987	121,491	4,859	
現金	12 1,000	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	
国際決済銀行等向け	_	_		_	
我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	
国際開発銀行向け	_	_	_	_	
地方公共団体金融機構向け	3	0	3	0	
我が国の政府関係機関向け	2,824	112	2,881	115	
地方三公社向け	2,021	- 112	2,001	-	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,563	662	16,964	678	
金融(機) 大	36,365	1,454	39,578	1,583	
中小企業等向け及び個人向け	22,349	893	23,366	934	
近年	4,230	169	4,079	163	
不動産取得等事業向け	964	38	829	33	
三月以上延滞等	85	3	16	0	
—— ——————————————————————————————————	5	0	6	0	
型エネガチル 信用保証協会等による保証付	913	36	867	34	
信用保証励会寺による保証的 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	913	30	007	34	
-	7.462	200	7.614	204	
山貝寺 出資等のエクスポージャー	7,462	298	7,614 7,614	304	
西貝寺のエクスホーンヤー	7,462	298	7,014	304	
	22.017	1,316	25 202	1 011	
	32,917	1,310	25,282	1,011	
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外	20,665	826	12,916	516	
部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	,				
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整を見る際に第3十れたかった報告に係るエススページ	1,228	49	1,228	49	
整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		22		20	
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	569	22	727	29	
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融	_	_	_	_	
機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー					
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融					
機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連	_	_	_	_	
調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	10.150				
上記以外のエクスポージャー	10,453	418	10,409	416	
②証券化エクスポージャー	128	5	124	4	
証券化	128	5	124	4	
再証券化	_	_	_	_	
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,712	68	1,601	64	
ルック・スルー方式	1,712	68	1,601	64	
マンデート方式	_	_	_	_	
蓋然性方式 (250%)	_	_	_	_	
蓋然性方式 (400%)	_	_	_	_	
フォールバック方式(1,250%)	_	_	_	_	
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_	_	_	_	
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポー					
ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され	△ 6,376	△ 255	△ 1,425	△ 57	
_ なかったものの額					
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	485	19	412	16	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,605	264	6,722	268	
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	127,242	5,089	128,926	5,157	

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

 ⁽注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2.「エクスポージャー」とは、資産「派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・パランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グルーブは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

^{5.} 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位・百万円)

令和3年度				令和4年度				(十匹:口/3) 3/			
エクスポージャー ジャー 医分 業種区分 期間区分	期末残高 エクスポージャー	オフ・バランス取引デリバティブ以外の登出金、コミットメ	債券	取引バティブ	エクスポージャー	エクスポー ジャー 地域区分 業種区分 期間区分	期末残高 エクスポージャー	オフ・バランス取引デリバティブ以外の登出金、コミットメ	債券	取引バティブ	エクスポージャー
国 内	282,090	110,730	85,462	_	256	国内	289,536	115,082	82,872	_	104
国外	26,603	_	26,603	_	_	国 外	26,922	-	26,922	_	_
地域別合計	308,693	110,730	112,065	_	256	地 域 別 合 計	316,459	115,082	109,795	_	104
製 造 業	7,445	1,840	5,604	_	92	製 造 業	7,841	1,947	5,894	_	91
農業、林業	598	598	_	_	17	農業、林業	685	685	_	_	_
漁業	_	_	_	_	_	漁業	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	193	193	_	_		鉱業、採石業、砂利採取業	180	180	_	_	_
建設業	6,613	5,513	1,099	_	35	建設業	6,650	5,851	798	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	2,703	_	2,703	_		電気・ガス・熱供給・水道業	3,205	_	3,205	_	_
情報通信業	291	91	200	_	_	情報通信業	333	133	200	_	_
運輸業、郵便業	3,627	984	2,642	_	_	運輸業、郵便業	3,222	979	2,242	_	_
卸売業、小売業	6,672	6,172	500	_	_	卸売業、小売業	6,822	6,322	500	_	_
金融業、保険業	131,569	2,725	61,330	_	33	金融業、保険業	116,797	2,742	58,813	_	_
不 動 産 業	46,288	44,785	1,502	_	_	不 動 産 業	48,344	46,843	1,501	_	_
物品賃貸業	322	322	_	_	_	物品賃貸業	554	554	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	411	411	_	_	_	学術研究、専門・技術サービス業	463	463	_	_	_
宿 泊 業	1,788	1,788	_	_	_	宿 泊 業	1,769	1,769	_	_	_
飲 食 業	1,099	1,099	_	_	2	飲食業	1,082	1,082	_	_	_
生活関連サービス業、娯楽業	586	586	_	_	50	生活関連サービス業、娯楽業	547	547	_	_	_
教育、学習支援業	56	56	_	_	_	教育、学習支援業	86	86	_	_	_
医療、福祉	4,530	4,530	_	_	_	医療、福祉	4,965	4,965	_	_	_
その他のサービス	2,408	2,408	_	_	_	その他のサービス	2,395	2,395	_	_	_
国·地方公共団体等	52,021	15,540	36,481	_	_	国·地方公共団体等	75,116	16,440	36,638	_	_
個 人	21,080	21,080	_	_	24	個 人	21,091	21,091	_	_	13
その他	18,383	_	_	_	_	そ の 他	14,301	ı	_	_	_
業種別合計	308,693	110,730	112,065	_	256	業種別合計	316,459	115,082	109,795	_	104
1 年 以 下	41,415	8,958	3,902	_		1 年 以 下	50,574	11,410	4,103	_	
1年超3年以下	27,590	4,555	6,803	_		1年超3年以下	19,710	4,757	5,714	_	
3年超5年以下	12,044	7,705	4,263	_		3年超5年以下	13,794	8,485	5,208	_	
5年超7年以下	15,779	8,495	7,216	_		5年超7年以下	10,531	6,564	3,966	_	
7年超10年以下	18,580	13,217	5,363	_		7年超10年以下	20,163	13,972	5,190	_	
10 年 超	149,963	67,461	78,001	_		10 年 超	158,238	69,541	82,197	_	
期間の定めのないもの	43,319	335	6,514	_		期間の定めのないもの	43,446	351	3,414	_	
残存期間別合計	308,693	110,730	112,065	_		残存期間別合計	316,459	115,082	109,795	_	

⁽注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

				(単位・日万円					
生ニズウ はっ	エクスポージャーの額								
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和3	5年度	令和4	年度					
リスク・フェイト区分(%)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し					
0%	_	75,170	_	80,414					
10%	_	37,751	_	37,528					
20%	1,800	78,221	1,401	80,472					
35%	_	12,256	_	11,805					
50%	13,875	190	13,953	85					
70%	_	_	_	_					
75%	_	27,680	_	29,017					
100%	2,909	50,877	3,006	53,858					
150%	_	416	_	408					
250%	_	7,543	_	4,507					
1,250%	_	_	_	_					
合 計	308,	693	316,4	459					

⁽注) 1.格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

子会社の名信ビジネスサービス株式会社は、当信用金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、下記の定量開示項目は記載しておりません。

- (5)信用リスク削減手法に関する事項
- (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7)証券化エクスポージャーに関する事項
- (8)出資等エクスポージャーに関する事項
- (9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

目 次

財務諸表

- 35 貸借対照表
- 37 損益計算書
- 38 剰余金処分計算書
- 38 会計監査人による監査報告
- 38 経営者の確認書
- 39 財務諸表の注記事項

不良債権の状況

- 41 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の 保全·引当状況
- 41 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- 41 貸出金償却の額

主要な業務の状況を示す指標

- 42 業務粗利益
- 42 業務純益
- 42 利鞘
- 42 利益率
- 42 受取利息及び支払利息の増減
- 42 資金運用収支の内訳

預金に関する指標

- 43 預金積金及び譲渡性預金平均残高
- 43 定期預金残高

貸出金等に関する指標

- 43 貸出金平均残高
- 43 貸出金業種別内訳
- 44 貸出金使途別内訳
- 44 貸出金の担保別内訳
- 44 債務保証見返の担保別内訳
- 44 預貸率
- 44 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
- 44 消費者ローン・住宅ローン残高

有価証券に関する指標

- 44 商品有価証券の種類別の平均残高
- 44 有価証券の種類別の平均残高
- 44 預証率
- 45 有価証券の種類別の残存期間別残高

有価証券等の時価及び評価損益

- 45 克買目的有価証券
- 45 満期保有目的の債券
- 46 その他有価証券
- 46 子会社株式
- 46 市場価格のない株式等及び組合出資金
- 46 運用目的の金銭の信託
- 46 満期保有目的の金銭の信託
- 46 その他の金銭の信託

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

46 デリバティブ取引

貸借対照表

資 産

お客様からお預かりした預金 を、どのように運用しているか の内訳で、貸出金や預け金、有 価証券による運用などがありま す。また、固定資産の状況も表 しています。

預け金

他の金融機関に預けている資 金を処理する勘定です。日本銀 行や信金中央金庫が主な預け 先です。

未決済為替貸

他の金融機関からの振込など をお客様へ支払った場合の相 手金融機関への一時的立て替 え分を表す勘定です。

前払年金費用

年金財政計算による年金資産 の額が退職給付債務を超える 場合この勘定で処理します。

繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来 減算一時差異に係る税金相当 額を、将来の会計期間におい て回収又は支払いが見込まれ る範囲内で計上する科目です。

現								(単位:百万円)
現			科	目				第72期 (令和5年3月末)
預 け 金 銭 債 権 872 338 金 銭 の 信 託		(資産	の部)				
The Residue of American	現					金	3,102	3,178
## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	預		6	 		金	67,468	73,634
## 126,840	買	入	金	銭	債	権	872	338
国 債 4,936 4,809 地 方 債 27,413 26,882 社 債 50,340 46,483 株 式 175 181 そ の 他 の 証 券 43,974 42,446 貸 出 金 109,797 114,091 割 引 手 形	金	銭	σ.) '	信	託	_	_
地 方 債 27,413 26,882 社 債 50,340 46,483 株 式 175 181 その他の証券 43,974 42,446 貸 出 金 109,797 114,091 割 引 手 形 151 99 手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 材 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 その他資産 1,669 1,681 未決済為替貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未収収益 383 416 その他の資産 104 86 有 形 固 定 資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資産 ー 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	有	ſi	西	証		券	126,840	120,802
世 信 50,340 46,483 株 式 175 181 75 75 75 181 75 18	国					債	4,936	4,809
株 式 175 181 その他の証券 43,974 42,446 貸 出 金 109,797 114,091 割 引 手 形 151 99 手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 付 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 そ の 他 資 産 1,669 1,681 未 決 済 為 替 貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 そ の 他 の 資 産 104 86 有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資 産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 7 183 編 延 税 金 資 産 ー 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	地		-	方		債	27,413	26,882
その他の証券 43,974 42,446 貸 出 金 109,797 114,091 割 引 手 形 151 99 手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 村 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 そ の 他 資 産 1,669 1,681 未 決 済 為 替 貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 そ の 他 の 資 産 104 86 有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資 産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 ー 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	社					債	50,340	46,483
貸 出 金 109,797 114,091 割 引 手 形 151 99 手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 付 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 そ の 他 資 産 1,669 1,681 未 決 済 為 替 貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 そ の 他 の 資 産 104 86 有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定	株					式	175	181
割 引 手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 付 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 そ の 他 資 産 1,669 1,681 未 決 済 為 替 貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 そ の 他 の 資 産 104 86 有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定	そ	の	他	の	証	券	43,974	42,446
手 形 貸 付 5,902 7,790 証 書 貸 付 101,818 103,986 当 座 貸 越 1,923 2,215 そ の 他 資 産 1,669 1,681 未 決 済 為 替 貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 そ の 他 の 資 産 104 86 有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資 産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 ー 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	貸		出	1		金	109,797	114,091
 証書貸付 101,818 103,986 当座貸趣 1,923 2,215 その他資産 1,669 1,681 未決済為替貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前払費用 10 3 未収収益 383 416 その他の資産 104 86 有形固定資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 150 160 無形固定資産 150 160 無形固定資産 7 7 が 1,44 1,860 オース 資産 70 53 建設仮勘	割		引	手	_	形	151	99
当 座 貸 越 1,923 2,215 その他資産 1,669 1,681 未決済為替貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前払費用 10 3 未収収益 383 416 その他の資産 104 86 有形 固定資産 2,879 2,747 建物 1,944 1,860 土地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 一一 一 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 一 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金 731 649	手		形	貸		付	5,902	7,790
その他資産 1,669 1,681 未決済為替貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前払費用 10 3 未収収益 383 416 その他の資産 104 86 有形固定資産 2,879 2,747 建物 1,944 1,860 土地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 - 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金 人731 649	証		書	貸	;	付	101,818	103,986
未決済為替貸 25 31 信金中金出資金 1,144 1,144 前払費用 10 3 未収収益 383 416 その他の資産 104 86 有形固定資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 - 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金 △ 731 △ 649	当		座	貸	;	越	1,923	2,215
信金中金出資金 1,144 1,144 前 払 費 用 10 3 3 83 416 その他の資産 104 86 有 形 固 定 資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 ー ー で その他の有形固定資産 150 160 第形 固 定 資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰延税金資産 ー 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	そ	の	他	9	資	産	1,669	1,681
前 払 費 用 10 3 未 収 収 益 383 416 その他の資産 104 86 有形固定資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 ー 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金 △ 731 △ 649	未	決	済	為	替	貸	25	31
未 収 収 益 383 416 その他の資産 104 86 有形固定資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 - その他の有形固定資産 150 160 無 形 固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前 払 年金費用 334 313 繰延税金資産 - 183 1,105 1,126 貸倒引当金 △ 731 △ 649	信	金	中 3	金出	資	金	1,144	1,144
その他の資産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 - 183 債務保証見返 1,105 1,126	前		払	費	,	用	10	3
有 形 固 定 資 産 2,879 2,747 建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リ ー ス 資 産 70 53 建 設 仮 勘 定 ー ー その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資 産 106 75 ソ フ ト ウ ェ ア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 ー 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	未		収	灯		益	383	416
建 物 1,944 1,860 土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定 その他の有形固定資産 150 160 無形固定資産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前払年金費用 334 313 繰延税金資産 - 183 債務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金 △ 731 △ 649	そ	の	他	の	資	産	104	86
土 地 713 673 リース資産 70 53 建設仮勘定	有	形	固	定	資	産	2,879	2,747
リース資産	建					物	1,944	1,860
建 設 仮 勘 定	土					地	713	673
その他の有形固定資産 150 160 無 形 固 定 資 産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 - 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	リ	_	-	ス	資	産	70	53
無 形 固 定 資 産 106 75 ソフトウェア 99 68 その他の無形固定資産 7 7 前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 - 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	建	設	ž 1	[反	勘	定	_	_
ソフトウェア 99 その他の無形固定資産 7 前 払 年 金 費 用 334 線 延 税 金 資 産 - 債務保証見返 1,105 貸 倒 引 当 金 △ 731	その	の他	の有	形固	定資	産産	150	160
その他の無形固定資産 7 7 7 1 1 334 313 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	無	形	固	定	資	産	106	75
前 払 年 金 費 用 334 313 繰 延 税 金 資 産 - 183 債 務 保 証 見 返 1,105 1,126 貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	ソ	フ		ウ	エ	ア	99	68
 繰延税金資産 债務保証見返 1,105 1,126 貸倒引当金△731 △649 	その	の他	の無	形固	定資	産産	7	7
債務保証見返 1,105 貸倒引当金 △ 731	前	払	年	金	費	用	334	313
貸 倒 引 当 金 △ 731 △ 649	繰	延	税	金	資	産	_	183
	債	務	保	証	見	返	1,105	1,126
(うち個別貸倒引当金) (△ 598) (△ 424)	貸	倒	弓		当	金	△ 731	△ 649
	(う	ち個	別貨	資倒 5	当:	金)	(△ 598)	(△ 424)
資産の部合計 313,444 317,524	資	産	の	部	合	計	313,444	317,524

負債

ご融資している資金をどのよう に調達しているかを表しており ます。ほとんどがお客様からお 預かりしている預金です。

未決済為替借

振込依頼を受けた時に、相手 金融機関に支払うまでの間一 時的に預かっておく勘定です。

給付補塡備金

定期積金の掛け込み状況に基 づき、初回掛け込みから期末ま でに発生した給付補塡金(未 払利息相当額)の所要額を処 理する勘定です。

払戻未済金

法定脱退した会員の方の持分 を期末の財産確定まで預かる 勘定です。

払戻未済持分

財産確定後支払いが行われる までの間、払戻額を留保してお く勘定です。

資産除去債務

有形固定資産の除去に関して 法令又は契約で要求される除 去費用を計上する勘定です。

繰延税金負債

税効果会計の適用により、将来 支払いが見込まれる税金の額 を計上する科目です。

その他有価証券評価差額金

有価証券のうちその他有価証 券の評価差額金(税効果勘案 後)を計上する勘定です。

					(単位:百万円)		
		科	目		第71期 (令和4年3月末)	第72期 (令和5年3月末)	
		(負債	の部)				
	預	金	積	金	288,163	294,961	
	当	座	預	金	4,497	4,851	
	並	通	預	金	128,234	135,844	
	貯	蓄	預	金	168	156	
	通	知	預	金	_	_	
	定	期	預	金	143,768	143,171	
	定	期	積	金	9,810	9,671	
	そ	の他	の預	金	1,685	1,265	
	そ	の他	負	債	533	522	
L	未	決 済	為替	借	47	52	
	未	払	費	用	98	101	
	給	付 補	塡備	金	4	4	
	未	払 法	人	等	146	151	
	前	受	収	益	47	57	
	払	戻 5	未済	金	7	4	
	払	戻 未	済 持	分	3	7	
	IJ	- 2	ス 債	務	73	56	
	資	産 除	去債	務	56	53	
	そ	の他	の負	債	48	32	
	賞	与 引	当	金	91	92	
	退耳	能給 付	寸 引 当	金	_	_	
	役 員	退職處	対 引	当 金	128	130	
	睡眠	預金払戻	損失引	当金	1	1	
	偶多	発 損 失	- 引 当	金	74	66	
Г	繰	延 税	金 負	債	808	_	
	債	務	保	証	1,105	1,126	
	負	債 の (純資産	部 合	計	290,906	296,900	
	出	資		金	758	755	
			<u>-</u> 出 資		758	755	
	優	先	出資	金	_	_	
	利	益 乗	」 余	金	19,387	20,150	
	利	益	準 備	金	765	758	
	そ	の他利	益 剰 :	余金	18,622	19,392	
	特	別 別	積 立	金	17,800	18,500	
	(-	うち経営安	定強化積	立金)	(2,800)	(2,800)	
		期未划					
		スは当期を			822	892	
		員 勘	定 合		20,146	20,906	
	その化	也有価証	券評価差	額金	2,392	△ 282	
	純貧	資産 σ.) 部 台	計 :	22,538	20,623	
	負債	及び純資	産産の部	合計	313,444	317,524	

損益計算書

資金運用収益

貸出金や有価証券の利息な ど、資金を運用して得た利息収 入です。

役務取引等収益

お客様から受け入れた、振込 手数料などの収入です。

資金調達費用

資金を調達するために支払っ た費用です。ほとんどが預金利 息です。

役務取引等費用

他から受けた役務の提供の対 価として支払う手数料等です。

			(単位:千円)
科目		第71期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	第72期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
経 常 収	益	3,950,608	3,969,087
資 金 運 用 収	益	3,505,454	3,652,761
貸出金利	息	1,747,252	1,868,264
預け金利	息	81,725	102,531
有価証券利息配当	金	1,646,200	1,651,501
その他の受入利	息	30,276	30,462
役務取引等収	益	228,179	224,883
受入為替手数	料	103,592	94,088
その他の役務収	益	124,586	130,794
その他業務収	益	61,795	51,431
国債等債券売却	益	4,515	71
国債等債券償還	益	1,238	_
その他の業務収	益	56,041	51,359
その他経常収	益	155,178	40,012
貸倒引当金戻入	益	114,340	_
償 却 債 権 取 立	益	2,617	3,251
株式等売却	益	13,833	878
金銭の信託運用	益	_	_
その他の経常収	益	24,387	35,882
経 常 費	用	2,930,265	2,869,060
資 金 調 達 費	用	59,895	58,735
預 金 利	息	56,594	55,345
	額	3,301	3,390
役務取引等費	用	158,602	160,771
支払為替手数	料	38,472	33,827
その他の役務費	用	120,129	126,943
その他業務費	用	25,697	4,965
国债等债券売却	損	_	_
国債等債券償還	損	24,650	4,444
その他の業務費	用	1,047	520
経	費	2,681,775	2,609,079
人 件	費	1,404,422	1,420,214
物件	費^	1,181,442	1,105,782
税	金	95,910	83,081
その他経常費	用	4,294	35,508
貸倒引当金繰入	額	_	14,450
貸出金價	却	1 257	-
株式等売却	損 +D	1,257	838
株式等價	却	-	450
その他資産償	却	907	453
その他の経常費経常	用	2,130	19,765
	益	1,020,342	1,100,027

減損損失

「固定資産の減損に係る会計 基準」に基づき、減損処理した 損失額を計上する科目です。

法人税等調整額

「税効果会計」により、将来回 収又は支払いが見込まれる税 金のうち、当期に発生した金額 を計上することで税引前当期 純利益を合理的に対応させる ための科目です。

		(単位:千円)
科目	第71期 (令和3年4月1日から (令和4年3月31日まで)	第72期 (令和4年4月1日から (令和5年3月31日まで)
特 別 利 益	_	1,649
固定資産処分益	_	1,649
その他の特別利益	_	_
特 別 損 失	30,424	47,790
固定資産処分損	178	33,383
演 損 損 失	16,879	_
その他の特別損失	13,365	14,406
税引前当期純利益	989,918	1,053,886
法人税、住民税及び事業税	244,330	230,564
法人税等調整額	9,346	30,129
法 人 税 等 合 計	253,677	260,694
当 期 純 利 益	736,241	793,191
繰越金(当期首残高)	86,596	98,869
当期未処分剰余金	822,837	892,061

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第71期	第72期
当期未処分剰余金	822,837,717	892,061,559
積 立 金 取 崩 額	6,352,500	3,481,000
利益準備金取崩額	6,352,500	3,481,000
剰 余 金 処 分 額	730,320,484	830,184,087
利 益 準 備 金	_	_
普通出資に対する配当金	〈年4%〉 30,320,484	〈年4%〉 30,184,087
特別積立金	700,000,000	800,000,000
(経営安定強化積立金)	_	_
繰越金(当期末残高)	98,869,733	65,358,472

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、 信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき監査 法人夏目事務所の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに 財務諸表作成に係る内部監査等について、適正性・ 有効性等を確認しております。

> 令和5年6月19日 北星信用金庫

岡本 宁 理事長

財務諸表の注記事項

《貸借対照表》

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時 価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております

の水皿点により打つくおります なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(たたし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物 附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採 用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 4年~50年 動 産 2年~39年

動産 2年~39年
4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(音として5年~7年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転がファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該公正分けます。
6. 貸削引当出当労権の定いてる償却・引当基準に則り、次のとおり計ししております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下)実質破綻た」という。)に係る債権とついては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上

しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営

管理部が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、その金額はありません。

7. 賞与引きな、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型曜定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金とに加入しております。
総合設立型厚生年金基金のに加入しております。
連合設立型厚生年金基金の一加出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。
1年初に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。

理しております。(当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成さ れております

なお。それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当 金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
<総合設立型厚生年金基金>

①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在 年金資産の額 1,740,569百) 1,740,569百万円 1,807,426百万円 △66,857百万円 年金財政計算上の給付債務の額

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び年金財政計 算上の別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去割務債務の償却方法は期間19年07月 の別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去割務債務の償却方法は期間19年07月 の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金33百万円を費用処理してい

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記3の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 <連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)> ①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

82,504千円 年金資産の額 年金財政計算上の数理債務額 74,763千円 77411 I ②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,020千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表

3.0128%

げる適去到粉債粉の傾却が近は期間20年の元朴以寺定率慎却であり、自金庫は、自事業年度の財務路表上、特別掛金8千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職競労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度未までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金は支担とませ、

ります。

ります。
1. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報と合わせて注記しております。
13. 消費稅及び地方消費稅(以下「消費稅等」という。)の会計処理は、稅抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費稅等は当年度の費用に計上しております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
649百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

員町引当亜の弾山J加高と基金をは同り回じていた記載して必みなり。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し「であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 275年下町 275年

繰延税金資産 275百万円

飛延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もってお リます。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産 の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 91百万円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円

18. 子会社等に対する金銭債務総額 19. 有形固定資産の減価償却累計額 5.116百万円 20. 有形固定資産の圧縮記帳額

21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、 信用車車法及び重機機能の再生のための緊急措置に関する法律を基づく開催法スのとおりであります。なる、 情権は、賃借が限要の「有価部券・中の社債・その元本の債運及び制度の支払の全部又は一部について保証 しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限 る。)、賃出金、外国為替「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上される もの並びに注記されている有価差券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約 によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 452百万円 危険債権額 2,164百万円 三月以上延滞債権額 一百万円 1,049百万円 3,666百万円 貸出条件緩和債権額 下堂倩梅額 111610百万円

・販生学工具権及びこれでに等りる具権とは、吸生子が開始。学生子が開始。中土が開開が中立し等の事 由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ず る債権に該当しないものであります。

岡米ナルは、カコンスは、円り担体という方法と目 百万円であります。 23. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金 7百万円 預け金 6百万円 担保資産に対応する債務 有価証券 2.343百万円

担味見達にバルソの頃物 預金 432万円 上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金9,000百万円、借入金の担保として預け金3,000百万円を

差し入れております。 24. 出資1口当たりの純資産額 1.365円33銭

25. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしており

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的

で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されており

アールン 生 即 シ は ロ い と い ソ る ソ 。 これらの 与信音 理は、 各営業店のほか 審査部 により行われ、また、定期的に貸出審議会を開催し審議を 行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に 行うことで管理しております。

②市場リスクの管理 (i)金利リスクの管理

(1) 金本がスパの12年 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において 状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的には経理証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析 等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。
(ii) 価格変動リスクの管理
(ii) 価格変動リスクの管理

Iminidを対けたのと表現 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、常務会の監督の下、余資運 用規程に従い行われております。

TOMERICAL 1704におります。 経理証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 保有株式の多くは、事業推進目的で保有しているものでおり、財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、経理証券部より常務会へ定期的に報告されております。 (iii) 市場リスクに係る定量的情報 当会庫では「写体1年本人」「左右を14年、「本体14年」「本体14年」

17-場/ノグに保る圧車が自報 当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測 し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5 年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で11,203百万

円です。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測

しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があ ります。

73ヶ。 (3)資金開達に係る流動性リスケの管理 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長 短の調達パランスの調整などによって、流動性リスケを管理しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開

示しております。 26. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価

技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めて

また、重要性の乏しい科目につ		(単位:百万円)	
	貸借対照表計 上額	時 価	差額
(1)預け金(*1)	73,634	73,828	193
(2)有価証券	120,716	120,465	△251
満期保有目的の債券	2,618	2,367	△251
その他有価証券	118,098	118,098	_
(3)貸出金(*2)	114,091		
貸倒引当金	△649		
	113,442	115,219	1,777
金融資産計	307,792	309,512	1,777
(1)預金積金(*1)	294,961	294,839	△122
金融負債計	294,961	294,839	△122

- (*1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載して おります。 (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

おります。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記 載しております。

(2) 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

(2) 貞田並 貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を 控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分でとに、元利金の合計額を市場金利 で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

その他有価証券

R^{AA}の供金 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。 また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を 算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いて

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりま

	(単位:百万円)
区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	53
信金中央金庫出資金	1,144
組合出資金(*2)	22
その他	3
A H	1 222

- (*1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準摘要指針第19
- (*1) 子会化・予広人寺株式、非正場株式以び信金甲米至庫出貨金にプルくは、企業会計基準掲載指針第19 号金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。 (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。 27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社 債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の)債券			(単位:百万円
	種類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
	国 債	_	_	_
時価が	地方債	_	_	_
貸借対照表	短期社債	_	_	_
計上額を	社 債	_	_	_
超えるもの	その他	418	541	122
	小 計	418	541	122
	国 債	_	_	_
時価が	地 方 債	_	_	_
貸借対照表	短期社債	_	_	_
計上額を	社 債	200	167	△ 32
超えないもの	その他	2,000	1,658	△341
	小 計	2,200	1,826	△373
	合 計	2,618	2,367	△250

				(単位:百万円)
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差額
	株式	64	18	45
	債券	25,670	25,138	531
貸借対照表	国債	1,507	1,499	7
計上額が	地方債	12,598	12,394	204
取得原価を	短期社債	_	_	_
超えるもの	社債	11,564	11,244	319
	その他	24,998	21,923	3,075
	小計	50,732	47,080	3,652

		株式	53	62	Δ 8
		債券	52,304	54,713	△2,408
	貸借対照表	国債	3,301	3,494	△ 192
	計上額が	地方債	14,284	15,060	△ 776
	取得原価を	短期社債	_	_	_
	超えないもの	社債	34,718	36,158	△1,440
		その他	15,007	16,632	△1,625
		小計	67,365	71,407	△4,042
		合計	118,098	118,488	△ 389
28.	当事業年度中に売却した	たその他有価証券			(単位:百万円)
		売却額	売却益の合計額		売却損の合計額
	株式	_	0		0
	債券	_	_		_
	国債	_	0		_
	地方債	_	_		_
	社債	_	_		_
	その他	_	_		

29. 当座貨域契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,306百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,269百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フロー影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の非絶又は契約極度類の譲渡をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予めためている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全トロ出書等を創しております。 し、与信保全上の措置等を講じております。 30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

0

操延税金資産			
貸倒引当金	83百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金	36百万円	退職給付引当金(前払年金費用)	86百万円
賞与引当金	25百万円	その他	6百万円
その他有価証券評価差額金	107百万円	繰延税金負債合計	93百万円
その他	74百万円		
桑延税金資産小計	326百万円	繰延税金負債の純額	183百万円
平価性引当額	△49百万円		
操延税金資産合計	276百万円		

31. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産 -百万円 顧客との契約から生じた債権 契約負債 -百万円

《損益計算書》

合計

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 子会社との取引による収益総額子会社との取引による費用総額 133,425千円
- 」 エイエビッポスコルペーショルが応照 133/427十7 33、出資1口当たり当期施利益金額 52円50銭 4.その他の特別損失14,406千円は、創立70周年記念事業に係る費用であります。 5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

水無で注所するための全能	C/4/3/HHKM 1/1K/7/C017/C017/K 90	
取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入 手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、 銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務 は、通常、対価の受領と 同時期に充足されるた
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入 手数料	め、原則として一時点で 収益を認識しておりま
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	す。
	保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の 受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

不良債権の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及び	令和3年度	571	571	367	203	100.00	100.00
これらに準ずる債権	令和4年度	452	452	274	178	100.00	100.00
<i>←</i>	令和3年度	2,459	2,289	1,895	394	93.12	69.99
危険債権	令和4年度	2,164	2,058	1,812	246	95.12	69.99
	令和3年度	59	33	28	5	56.87	17.39
要管理債権	令和4年度	1,049	556	477	78	52.99	13.69
三月以上	令和3年度	_	_	_	_	_	_
延滞債権	令和4年度	_	_	_	_	_	_
貸出条件	令和3年度	59	33	28	5	56.87	17.39
緩 和 債 権	令和4年度	1,049	556	477	78	52.99	13.69
小計	令和3年度	3,090	2,895	2,291	603	93.69	75.60
(A)	令和4年度	3,666	3,067	2,564	502	83.66	45.64
正常債権	令和3年度	107,868					
(B)	令和4年度	111,610					
総与信残高	令和3年度	110,958					
(A)+(B)	令和4年度	115,276					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権で、「破産更生債権 及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

730

598

892

731

- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債 権及びてれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「免険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

598

424

731

649

- 8.「貧倒引当金」には、正常債権に対する一般貨倒引当金を除いて計上しております。 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計 上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

令和3年度

令和4年度

令和3年度

令和4年度

(単位:百万円)

598

424

731

649

■貸出金償却の額_(単位:千円)

4		期首残高	当期増加額	当期源	載少額	 期末残高	令和3年度	-
JJ		州日江同	一一一一一	目的使用	その他	州本江向	令和4年度	_
資倒引当金	令和3年度	161	133	_	161	133		
刊门日並	令和4年度	133	224	_	133	224		

46

96

46

96

684

501

845

635

 $\overline{\times}$

一般貸

合

個別貸倒引当金

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位:百万四 %)

		(単位:百万円、%)
科 目	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 収 支	3,445	3,594
資 金 運 用 収 益	3,505	3,652
資 金 調 達 費 用	59	58
役 務 取 引 等 収 支	69	64
役務取引等収益	228	224
役務取引等費用	158	160
その他の業務収支	36	46
その他業務収益	61	51
その他業務費用	25	4
業務 粗 利 益	3,551	3,704
業務粗利益率	1.17	1.20

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位:百万円)

		科	E			令和3年度	令和4年度
業		務	糾	į	益	888	1,024
実	質	業	務	純	益	888	1,115
コ	ア	業	務	純	益	907	1,120
\Box	ア	業	務	純	益	827	1 120
(投:	資信	託解絲	り損益	を除	⟨。)	027	1,120

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 (業務費用 金銭の信託運用見合費用) 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこと としています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入 額(または取崩額)を含みます。

 - 銀(または取明観)を含みます。
 2. 実質業務純益一業務組利益+一般貸倒引当金線入額 実質業務純益一業務組がら、一般貸倒引当金の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益一実質業務純益一国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位:百万田 %)

			(単位:百万円、%
科目		令和3年度	令和4年度
	平均残高	302,498	307,903
資金運用勘定	利 息	3,505	3,652
	利回り	1.15	1.18
	平均残高	107,431	110,484
貸出金	利 息	1,747	1,868
	利回り	1.62	1.69
	平均残高	72,234	73,634
預け金	利 息	81	102
	利回り	0.11	0.13
	平均残高	120,967	122,960
有 価 証 券	利 息	1,646	1,651
	利回り	1.36	1.34
	平均残高	288,547	294,589
資金調達勘定	利 息	59	58
	利回り	0.02	0.01
	平均残高	288,547	294,589
預 金 積 金	利 息	59	58
	利回り	0.02	0.01
	平均残高	_	_
譲渡性預金	利 息	_	_
	利回り	_	_
	平均残高	_	_
借用金	利 息	_	_
	利回り	_	_
主)資金運用勘定は無利息預り	ナ金の平均残高(令	和3年度132百万円、令	3和4年度138百万円)を

それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位:%)

		項	目	令和3年度	令和4年度	
総	資	金	利	鞘	0.21	0.28
資	金	運用	利回	り	1.15	1.18
資	金	調達	原価	率	0.94	0.89

■利益率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.33	0.34
総資産当期純利益率	0.23	0.25

経常(当期純)利益 ※資産平均残高 (除く債務保証見返) × 100 総資産経常(当期純)利益率 =

■受取利息及び支払利息の増減

										(単位:百万円)	
1\ \ \						令和3年度			令和4年度		
	科	目			残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	
受 取	利	息	合	計	58	23	82	79	68	147	
貸		出		金	26	△3	23	50	70	121	
預		け		金	25	△ 36	△ 10	1	19	20	
有	価	訂	E	券	15	78	94	26	△ 21	5	
そ		の		他	△9	△ 15	△ 25	0	0	0	
支 払	利	息	合	計	3	△ 19	△ 15	1	△ 2	△ 1	
預	金	積	ŧ	金	3	△ 19	△ 15	1	△2	△ 1	
借		用		金	_	_	_	_	_	_	

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

		(丰位・ロ/川 川
科目	令和3年度	令和4年度
件 日	平均残高	平均残高
流動性預金	126,698	131,094
うち有利息預金	108,157	112,030
定期性預金	160,905	162,554
うち固定金利定期預金	151,304	152,594
うち変動金利定期預金	17	25
そ の 他	944	940
計	288,547	294,589
譲渡性預金	_	_
合 計	288,547	294,589

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 2. 定期性預金=定期預金+定期積金 3. 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金 4. 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位:百万円)

	科	目		令和3年度	令和4年度
定	期	預	金	143,768	143,171
[固定金利]定期	預金	143,744	143,137
3	変動金利	定期	預金	23	33

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	科	目		令和3年度	令和4年度
割	引	手	形	160	162
手	形	貸	付	4,490	4,790
証	書	貸	付	101,002	103,517
当	座	貸	越	1,779	2,013
合			計	107,431	110,484

比布町より大雪山連峰を望む

■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	4	和3年	度	令和4年度			
区分	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比	
製 造 業	85	1,815	1.65	88	1,921	1.68	
農業、林業	31	474	0.43	35	559	0.48	
漁業	_	1	1	_	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	3	193	0.17	3	180	0.15	
建設業	217	5,161	4.70	208	5,525	4.84	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	
情報通信業	6	91	0.08	7	133	0.11	
運輸業、郵便業	44	984	0.89	42	978	0.85	
卸売業、小売業	213	6,115	5.56	203	6,172	5.40	
金融業、保険業	12	2,724	2.48	13	2,741	2.40	
不動産業	650	43,633	39.73	679	45,740	40.09	
物品賃貸業	8	322	0.29	7	554	0.48	
学術研究、専門・技術サービス業	17	386	0.35	14	339	0.29	
宿 泊 業	17	1,290	1.17	18	1,272	1.11	
飲食業	92	1,030	0.93	95	988	0.86	
生活関連サービス業、娯楽業	38	379	0.34	33	346	0.30	
教育、学習支援業	3	56	0.05	3	86	0.07	
医療、福祉	88	4,339	3.95	90	4,741	4.15	
その他のサービス	100	2,344	2.13	104	2,330	2.04	
小計	1,624	71,343	64.97	1,642	74,614	65.39	
国•地方公共団体等	12	15,530	14.14	12	16,430	14.40	
個 人	4,582	22,923	20.87	4,466	23,046	20.19	
合 計	6,218	109,797	100.00	6,120	114,091	100.00	

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金等に関する指標

■貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

		令和3	3年度	令和4年度			
	項	目		残高	構成比	残高	構成比
設	備	資	金	75,173	68.46	78,007	68.37
運	転	資	金	34,624	31.53	36,083	31.62
合			計	109,797	100.00	114,091	100.00

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

■債務保証見返の担保別内訳					
		⁄о∉те	ドニカギ	1 /C O:I	ι +++ ∈Π
	1日 72		172 (7) 46	11 ** FII	II∧I≣R

(単位:百万円)

	項	目	令和3年度	令和4年度
当金	庫預:	金積金	648	621
有	価	証 券	6	6
動		産	_	_
不	動	産	50,038	51,800
そ	の	他	_	_
	計		50,693	52,428
信用保	証協会・	信用保険	16,160	16,053
保		証	27,701	29,430
信		用	15,241	16,178
合		計	109,797	114,091

	項 目		令和3年度	令和4年度
当金	全庫預金和	責金	36	41
有	価 証	券	_	_
動		産	_	_
不	動	産	914	802
そ	の	他	_	_
	計		951	843
信用化	保証協会・信用	保険	0	0
保		証	129	82
信		用	24	198
合		計	1,105	1,126

■預貸率

(単位:%)

項 目		令和3	3年度	令和4年度			
	块 日		期末預貸率	期中平均預貸率	期末預貸率	期中平均預貸率	
預	貸	率	38.10	37.23	38.68	37.50	

預金積金 + 譲渡性預金 ×100 (注)預貸率 = -

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位:百万円)

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位・五下田)

	X		分		令和3年度	令和4年度
固	定	金	利	型	54,409	56,690
変	動	金	利	型	55,387	57,401
合				計	109,797	114,091

区分	令和3年度	令和4年度
消費者ローン	3,831	3,754
住宅ローン	19,091	19,292
合 計	22,923	23,046

有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

■右価証券の種類別の立均健立

■1月	加那?	牙り	(単位:百万円)		
	科	目		令和3年度	令和4年度
国			債	3,959	5,000
地	方	Ī	債	27,516	27,929
社			債	49,572	48,962
株			式	164	144
投	資	信	託	4,015	4,036
外	国	証	券	28,679	29,396
そ(の他の	の証	券	7,059	7,490
合			計	120,967	122,960

■預証率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度
期末預証率	44.01	40.95
期中平均預証率	41.92	41.73

有価証券 (注)預証率 = 有価証券 預金積金+譲渡性預金

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

		令和3年度								
科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計		
国 債	501	1,010	506	_	989	1,928	_	4,936		
地 方 債	2,409	4,856	1,718	5,165	3,091	10,170	_	27,413		
社 債	764	501	2,104	349	457	39,629	6,533	50,340		
株式	_	_	_	_	_	_	175	175		
外 国 証 券	299	_	533	1,772	1,123	27,599	_	31,327		
その他の証券	196	382	1,655	688	1,042	87	8,593	12,646		
合 計	4,171	6,751	6,518	7,975	6,703	79,416	15,303	126,840		
		·····································								
科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計		
国債	1,507	_	_	_	980	2,321	_	4,809		
地 方 債	2,408	3,630	2,904	3,109	3,031	11,798	_	26,882		
社 債	600	1,613	1,080	68	624	39,168	3,327	46,483		
株式	_	_	_	_	_	_	181	181		
外 国 証 券	_	518	1,270	762	810	26,488	_	29,849		
その他の証券	100	868	1,199	906	593	_	8,928	12,596		
合 計	4,616	6,631	6,453	4,845	6,038	79,777	12,438	120,802		

有価証券等の時価及び評価損益

■売買目的有価証券 該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類			令和3年度			令和4年度	
	種	块	貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
	国	債	_	_	_	_	_	_
時価が	地方	債	_	_	_	_	_	_
貸借対照表	社	債	_	_	_	_	_	_
計上額を	外国証	E券	410	538	127	418	541	122
超えるもの	その	他	_	_	_	_	_	_
	小	計	410	538	127	418	541	122
	国	債	_	_	_	_	_	_
時価が	地方	債	_	_	_	_	_	_
貸借対照表	社	債	200	176	△ 23	200	167	△ 32
計上額を	外国証	E券	1,700	1,457	△242	2,000	1,658	△341
超えないもの	その	他	_	_	_	_	_	_
	小	計	1,900	1,634	△265	2,200	1,826	△373
合	計		2,310	2,172	△137	2,618	2,367	△250

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券等の時価及び評価損益

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類			令和3年度			令和4年度	
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株	式	65	18	47	64	18	45
	債	券	59,657	55,954	3,703	40,993	38,837	2,156
貸借対照表	国	債	2,018	1,998	19	1,507	1,499	7
計上額が	地方	计债	18,132	17,790	341	12,598	12,394	204
取得原価を	社	債	18,938	18,432	506	11,564	11,244	319
超えるもの	外国	証券	20,567	17,731	2,836	15,323	13,699	1,624
	その	他	9,931	8,671	1,259	9,574	8,123	1,451
	小	計	69,654	64,644	5,009	50,632	46,980	3,652
	株	式	46	62	△ 16	53	62	△ 8
	債	券	52,050	53,531	△1,481	64,412	68,046	△3,634
貸借対照表	国	債	2,918	3,003	△ 85	3,301	3,494	△ 192
計上額が	地方	占債	9,280	9,506	△ 225	14,284	15,060	△ 776
取得原価を	社	債	31,201	31,724	△ 522	34,718	36,158	△1,440
超えないもの	外国	証券	8,649	9,297	△ 647	12,107	13,332	△1,225
	その	他	2,692	2,899	△ 206	2,999	3,399	△ 399
	小	計	54,788	56,493	△1,704	67,465	71,507	△4,042
合	計		124,443	121,137	3,305	118,098	118,488	△ 389

⁽注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■子会社株式

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、 本項では記載を省略しております。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

	令和3年度	令和4年度
項目	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	10	10
非上場株式	53	53
信金中央金庫出資金	1,144	1,144
組合出資金	23	22
その他	3	3
合 計	1,234	1,233

■運用目的の金銭の信託

該当ありません。

■満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■その他の金銭の信託

(単位:百万円)

			令和3年度	
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
_	_	_	_	_

令和4年度						
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの		
_	_	_	_	_		

⁽注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超え ないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

下記の取引は、令和5年3月末現在において、該当ありません。

デリバティブ取引

■金利関連取引 ■通貨関連取引 ■株式関連取引 ■債券関連取引 ■商品関連取引 ■クレジットデリバティブ取引

開示項目索引

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1.金庫の概要及び組織に関する事項
(1) 事業の組織・・・・・・10
(2) 理事・監事の氏名及び役職名10
(3) 会計監査人の氏名又は名称 38
(4) 事務所の名称及び所在地13~14
2.金庫の主要な事業の内容・・・・・・・・・・ 15
3.金庫の主要な事業に関する事項
(1) 直近の事業年度における事業の概況 9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
① 経常収益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
② 経常利益又は経常損失 9
③ 当期純利益又は当期純損失 9
④ 出資総額及び出資総口数・・・・・・・9
⑤ 純資産額・・・・・・・・・・・9
⑥ 総資産額・・・・・・9
⑦ 預金積金残高······ 9
※ 貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・
⑨ 有価証券残高・・・・・・・・⑨ 単体自己資本比率・・・・・・9
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
① 主要な業務の状況を示す指標
イ業務粗利益及び業務粗利益率
ロ、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務
純益(投資信託解約損益を除く)42
ハ.資金運用収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
二.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り及び資金利鞘・・・・・・・・42
ホ受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・42
へ.総資産経常利益率・・・・・・・・・・・42
ト 総資産当期純利益率 · · · · · · 42
②預金に関する指標
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の
平均残高43
口.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の
区分ごとの定期預金の残高・・・・・・・・・43
③貸出金等に関する指標
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 43
口.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高・・・・・・ 44
ハ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返 … 44
二.使途別の貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・44
ホ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 43
へ.預貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・44
④ 有価証券に関する指標
イ.有価証券の種類別の平均残高 ・・・・・・・・・・・ 44
ロ.預証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4.金庫の事業の運営に関する事項
(1)リスク管理の体制17
(2)法令等遵守の体制 ・・・・・・・17
(3) 地域密着型金融の取り組み 5
(4) 金融ADR制度への対応・・・・・ 19
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
処理計算書 35~38
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④
までの合計額
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・・・・・・・・・・41
② 危険債権 · · · · 41
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ) 41
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)・・・・・・・・・・41
⑤ 正常債権41
(3) 自己資本の充実の状況
(4) 次に掲げるものに関する取得原価又は契約価額、時価及び
評価損益
① 有価証券 · · · · · · 46
② 金銭の信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 46
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額41
(6) 貸出金償却の額41
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は
損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている
場合にはその旨 38
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の
状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 10
A =1 = 11 >1 (-1+ % ABB =
金融再生法に基づく開示
1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権
2.危険債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 3.要管理債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
4.正常債権41
第3の柱に基づく開示
自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
(告示)
1.定性的な開示項目・・・・・・21
2.定量的な開示項目・・・・・・24



令和4年5月 移転オープン

北星信用金庫 札幌支店

札幌市中央区北2条西3丁目1番地

TEL: 011-252-2080

[地下歩行空間3番出口より徒歩2分]





令和3年11月 新設オープン

北星信用金庫 白石支店

札幌市白石区南郷通1丁目北5番14号

TEL: 011-864-1223

[地下鉄白石駅より徒歩2分]



まごころ、きらり



北星信用金庫

〒096-0012 名寄市西2条南5丁目5番地 TEL:01654-2-1111 FAX:01654-3-0940

【北星信用金庫ホームページアドレス】

https://www.hokusei-shinkin.co.jp/

発行:令和5年7月 北星信用金庫